

令和7年第2回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和7年6月23日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例	足立区特別職議員報酬等審議会の審議対象に行政委員を加える規定整備
	2	足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	行政委員の報酬を支給額表記に変更する規定整備
	3	新田学園第二校舎外壁改修その他工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和7年5月16日 金額 253,000,000円
	4	古千谷小学校全体保全計画にかかる内外装改修その他工事（三期）請負契約	(先議) 仮契約日 令和7年5月19日 金額 272,800,000円
	5	区営大谷田二丁目アパート3・5号棟解体工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和7年5月19日 金額 251,900,000円
	6	花畑川環境整備その1通水工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和7年5月27日 金額 206,800,000円
	7	区営新田二丁目アパート解体工事請負契約	(先議) 仮契約日 令和7年6月10日 金額 227,994,800円
	8	マイボトル式ウォーターサーバーへの買い替えについて	(先議) 仮契約日 令和7年5月15日 金額 32,549,000円
	9	学校給食室設備（回転釜及び付属品）の買い替え（足立小学校外6校）について	(先議) 仮契約日 令和7年5月29日 金額 39,820,000円
	10	学校給食室設備（食器洗浄機外）の買い替え（足立小学校外9校）について	(先議) 仮契約日 令和7年5月29日 金額 39,424,000円
	11	学校給食室設備（熱風消毒保管庫）の買い替え（加平小学校外2校）について	(先議) 仮契約日 令和7年5月29日 金額 37,620,000円

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1 2	学校給食室設備（熱風消毒保管庫）の買い替え（ 第五中学校外6校）について	（先議） 仮契約日 令和7年5月29日 金額 36,927,000円
	1 3	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例	助成対象の拡大
	1 4	足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する 条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴う規定整備 外
	1 5	財産の処分について	竹の塚駐車場 建物 3,079.7㎡
	1 6	建物売買代金請求訴訟に関する和解について	竹の塚駐車場の売買契約に関する和解
	1 7	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条 例	保育料を無償とする範囲の拡大等に伴う規定整備
	報告 1	専決処分した事件の報告について	和解 1件 2,492,094円 指定管理業務の瑕疵によるギャラク シティ臨時休館
	報告 2	専決処分した事件の報告について	損害賠償の額の決定 1件 33,000円 区立公園の樹木の根により排水管を 詰ませた損害
	報告 3	専決処分した事件の報告について	契約金額の変更 1件 入谷中学校全体保全計画にかかる外 壁改修その他工事請負契約

令和7年度 各会計別補正予算(案)概要

令和7年6月

区 分	令 和 7 年 度 予 算 額			前 年 度 予 算 額 B	比 較 増 減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計 (第 4 号 補 正)	千円 349,451,653	千円 649,545	千円 350,101,198	千円 349,917,350	千円 183,848	% 0.1
国民健康保険特別会計 (第 1 号 補 正)	69,727,027	99,986	69,827,013	71,355,614	△1,528,601	△2.1
介護保険特別会計	71,696,344	0	71,696,344	70,722,997	973,347	1.4
後期高齢者医療特別会計 (第 1 号 補 正)	19,304,946	16,009	19,320,955	18,995,400	325,555	1.7
合 計	510,179,970	765,540	510,945,510	510,991,361	△45,851	△0.0

※ 前年度予算額は、令和6年度一般会計第6号補正、国民健康保険特別会計第4号補正、介護保険特別会計第3号補正、後期高齢者医療特別会計第3号補正までの額です。

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比 較 増 減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	56,742,701	0	56,742,701	16.2	53,400,870	15.3	3,341,831	6.3
2 地方譲与税	1,061,001	0	1,061,001	0.3	1,061,001	0.3	0	0.0
3 利子割交付金	264,000	0	264,000	0.1	264,000	0.1	0	0.0
4 配当割交付金	1,084,000	0	1,084,000	0.3	1,084,000	0.3	0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	950,000	0	950,000	0.3	950,000	0.3	0	0.0
6 地方消費税交付金	16,585,000	0	16,585,000	4.7	15,813,000	4.5	772,000	4.9
7 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	3,780	0.0	△3,779	△100.0
8 環境性能割交付金	342,000	0	342,000	0.1	342,000	0.1	0	0.0
9 ゴルフ場利用税交付金	2,403	0	2,403	0.0	2,403	0.0	0	0.0
10 地方特例交付金	573,000	0	573,000	0.2	3,694,832	1.1	△3,121,832	△84.5
11 交通安全対策特別交付金	73,000	0	73,000	0.0	73,000	0.0	0	0.0
12 特別区交付金	116,900,000	0	116,900,000	33.4	115,394,586	33.0	1,505,414	1.3
13 分担金及び負担金	2,232,712	△451,104	1,781,608	0.5	1,923,913	0.5	△142,305	△7.4
14 使用料及び手数料	4,609,767	△6,384	4,603,383	1.3	4,698,180	1.3	△94,797	△2.0
15 国庫支出金	78,065,423	△128,592	77,936,831	22.3	70,886,216	20.3	7,050,615	9.9
16 都支出金	33,950,686	1,383,256	35,333,942	10.1	37,642,741	10.8	△2,308,799	△6.1
17 財産収入	823,622	60,637	884,259	0.3	687,737	0.2	196,522	28.6
18 寄付金	79,928	0	79,928	0.0	220,305	0.1	△140,377	△63.7
19 繰入金	27,972,451	△49,720	27,922,731	8.0	32,014,076	9.1	△4,091,345	△12.8
20 繰越金	3,500,000	0	3,500,000	1.0	6,172,219	1.8	△2,672,219	△43.3
21 諸収入	3,639,958	△158,548	3,481,410	1.0	3,588,491	1.0	△107,081	△3.0
22 特別区債	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳 入 合 計	349,451,653	649,545	350,101,198	100.0	349,917,350	100.0	183,848	0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合があります。

(2)歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比 較 増 減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	958,031	0	958,031	0.3	955,781	0.3	2,250	0.2
2 総務費	43,311,348	106,640	43,417,988	12.4	46,559,436	13.3	△3,141,448	△6.7
3 民生費	164,243,417	844,245	165,087,662	47.2	162,065,158	46.3	3,022,504	1.9
4 産業経済費	7,457,711	0	7,457,711	2.1	6,345,691	1.8	1,112,020	17.5
5 環境衛生費	24,481,618	826,264	25,307,882	7.2	28,563,347	8.2	△3,255,465	△11.4
6 土木費	30,160,524	△510,000	29,650,524	8.5	24,126,959	6.9	5,523,565	22.9
7 教育費	48,621,471	△617,604	48,003,867	13.7	51,291,268	14.7	△3,287,401	△6.4
8 公債費	2,730,482	0	2,730,482	0.8	2,956,048	0.8	△225,566	△7.6
9 諸支出金	27,087,051	0	27,087,051	7.7	26,333,662	7.5	753,389	2.9
10 予備費	400,000	0	400,000	0.1	720,000	0.2	△320,000	△44.4
歳 出 合 計	349,451,653	649,545	350,101,198	100.0	349,917,350	100.0	183,848	0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合があります。

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)性質別経費

区 分	令和7年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額 B	構成比	金額 C=A-B	前年度比 C/B×100
	金額	構成比	金額	金額A	構成比				
人 件 費	千円 47,869,621	% 13.7	千円 0	千円 47,869,621	% 13.7	千円 44,091,438	% 12.6	千円 3,778,183	% 8.6
扶 助 費	121,040,187	34.6	△260,176	120,780,011	34.5	114,766,869	32.8	6,013,142	5.2
公 債 費	2,730,482	0.8	0	2,730,482	0.8	2,956,048	0.8	△225,566	△7.6
投 資 的 経 費	42,102,688	12.0	△1,018,360	41,084,328	11.7	39,520,348	11.3	1,563,980	4.0
その他一般行政経費	135,708,675	38.8	1,928,081	137,636,756	39.3	148,582,647	42.5	△10,945,891	△7.4
合 計	349,451,653	100.0	649,545	350,101,198	100.0	349,917,350	100.0	183,848	0.1

※ 構成比は表示単位未満を四捨五入し端数調整していないため、合計に一致しない場合があります。

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)主要事業概要

(単位:千円)

款別補正額	事業名	金額	計上概要																				
総務費 106,640			1 消火器及び住宅用火災警報器の購入に対する補助事業 160,350千円 建物火災からの被害を軽減するために、区内全世帯を対象とした消火器及び住宅用火災警報器の購入に対する補助事業を3年間限定で実施するための予算を計上する。 (1) 補助内容 <table><tr><th>対象品目</th><th colspan="2">補助額</th><th>補正額</th></tr><tr><td>① 消火器(業務用)</td><td rowspan="3">上限10,000円[※2] (補助率10/10)</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">10,000円×10,000世帯 <u>100,000千円</u></td></tr><tr><td>② 住宅用消火器</td></tr><tr><td>③ エアゾール式簡易消火具 利用は1世帯1回まで 個数制限なし</td></tr><tr><td rowspan="2">④ 住宅用火災警報器[※1] 利用は1世帯1回まで 個数制限なし</td><td>障がい者及び65歳以上の高齢者がいる世帯</td><td>上限30,000円[※2] (補助率10/10)</td><td rowspan="2">30,000円×2,000世帯 <u>60,000千円</u></td></tr><tr><td>上記以外の世帯</td><td>上限20,000円[※2] (補助率10/10)</td></tr><tr><td colspan="3">補助金合計</td><td>160,000千円</td></tr></table> ※1 日本消防検定協会の認定品に限る。 ※2 いずれの物品も、本体購入費、購入に伴う期限切れ物品の処分費、購入に伴う取り付け費を含む。消費税は補助対象外とする。 (2) 補助世帯数の算定根拠 ア 消火器具(10,000世帯) 設置済み世帯割合が58.8%[※3]に対し、東京都による最終配置目標(2030年まで)が60%とされている。区では、都目標の+10%(70%)を普及目標値に設定する。 $382,355$(区内全世帯)×11.2%≒42,823世帯のため、43,000世帯(令和7年度:10,000世帯、令和8・9年度:33,000世帯)を3年間の目標とする。 イ 住宅用火災警報器(2,000世帯) 東京消防庁管内では平成22年より設置義務化されているが、未設置率は12.4%[※3]とされている。持ち家となる区内木造住宅数は79,180戸[※4]であり、以下のとおり3年間の短期目標として実施する。 $79,180$世帯×12.4%≒9,818世帯のため、9,000世帯(令和7年度:2,000世帯、令和8・9年度:7,000世帯)を3年間の目標とする。 ※3 東京消防庁:東京東部地域【足立・葛飾・江戸川】の設置状況等より ※4 総務省統計局:令和5年住宅・土地統計調査より	対象品目	補助額		補正額	① 消火器(業務用)	上限10,000円[※2] (補助率10/10)		10,000円×10,000世帯 <u>100,000千円</u>	② 住宅用消火器	③ エアゾール式簡易消火具 利用は1世帯1回まで 個数制限なし	④ 住宅用火災警報器[※1] 利用は1世帯1回まで 個数制限なし	障がい者及び65歳以上の高齢者がいる世帯	上限30,000円[※2] (補助率10/10)	30,000円×2,000世帯 <u>60,000千円</u>	上記以外の世帯	上限20,000円[※2] (補助率10/10)	補助金合計			160,000千円
対象品目	補助額		補正額																				
① 消火器(業務用)	上限10,000円[※2] (補助率10/10)		10,000円×10,000世帯 <u>100,000千円</u>																				
② 住宅用消火器																							
③ エアゾール式簡易消火具 利用は1世帯1回まで 個数制限なし																							
④ 住宅用火災警報器[※1] 利用は1世帯1回まで 個数制限なし	障がい者及び65歳以上の高齢者がいる世帯	上限30,000円[※2] (補助率10/10)	30,000円×2,000世帯 <u>60,000千円</u>																				
	上記以外の世帯	上限20,000円[※2] (補助率10/10)																					
補助金合計			160,000千円																				
	1 区民防災力向上推進事業	160,350																					

款別補正額	事業名	金額	計上概要
(総務費)	(区民防災力向上推進事業)		(3) 補助の流れ ① 購入方法は、区内の特定店舗での店頭購入のみとする。 ② 区民は、対象品目を特定店舗で購入する際、補助額を差し引いた額を店舗に支払う。 ③ 店舗は、販売実績に基づき、補助額を区へ請求する。 ④ 区は、店舗から請求を受けたのち、店舗へ補助額を交付する。 ※ 自転車用ヘルメット購入助成と同スキーム (4) 事業周知用事務経費 350千円 チラシ印刷費 (50,000枚分) 150千円 のぼり旗 (100枚) 150千円 対象店舗シール (100枚) 50千円 【特定財源】 区市町村災害対応力向上支援事業補助金 (都支出金) 1,700千円 (上限) 補助率1/3

款別補正額	事業名	金額	計上概要																
(総務費)	2 防犯活動支援事務	21,427	1 侵入盗対策（防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入）補助金 21,427千円 区民の体感治安向上とともに、長期的に自主防犯力の向上を促すことで区内刑法犯認知件数の減少を図るために、当初予算で計39種類の防犯物品等購入緊急補助経費を計上した。 区の予算内示後、都が侵入盗対策を中心とした防犯機器等購入緊急補助事業を開始すると判明したことから、都補助相当分を活用して利用者負担のさらなる軽減を図るため、以下のとおり事業を拡大するための予算を計上する。 (1) 拡大内容 ア 都補助の活用による区民への補助金額 ※ 区補助は対象物品ごとに補助率が異なるため、1件あたりの増額も異なる。 イ 補助対象者数（令和6年度実績により算定） 1,053件→1,265件 (2) 補正概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>当初予算額(A)</th><th>年間見込額(B)</th><th>補正額(B-A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>侵入盗対策補助</td><td>49,642千円[※1]</td><td>71,069千円[※1]</td><td>21,427千円</td></tr> <tr> <td>都費負担額</td><td>-</td><td>25,288千円[※2]</td><td>25,288千円</td></tr> <tr> <td>区費負担額</td><td>49,642千円</td><td>45,781千円[※3]</td><td>△3,861千円</td></tr> </tbody> </table> ※1 当初予算額はR6補助途中実績から推計したもの（1,053件を想定）。 年間見込額はR6補助最終実績から算出（1,265件見込）。 ※2 補助対象経費1件あたり、補助上限2万円・補助率1/2（1,000円未満切り捨て）。 ※3 R6侵入盗対策物品補助の交付実績1,265件・51,957千円をもとに、都費を上乗せした。 補助対象経費から※2の都費負担分を差し引いた後、R7区費の補助率、限度額を用いて区負担額を算出。 例：60,000円の防犯カメラを購入した場合 【特定財源】 東京都防犯機器等購入緊急補助金 26,300千円 【内訳】事業費 25,288千円（対象経費×補助率1/2） 事務費 1,012千円（補助見込件数1,265件×800円）		当初予算額(A)	年間見込額(B)	補正額(B-A)	侵入盗対策補助	49,642千円[※1]	71,069千円[※1]	21,427千円	都費負担額	-	25,288千円[※2]	25,288千円	区費負担額	49,642千円	45,781千円[※3]	△3,861千円
	当初予算額(A)	年間見込額(B)	補正額(B-A)																
侵入盗対策補助	49,642千円[※1]	71,069千円[※1]	21,427千円																
都費負担額	-	25,288千円[※2]	25,288千円																
区費負担額	49,642千円	45,781千円[※3]	△3,861千円																

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																								
(総務費)			1 防災センター映像系システム機器リース料 △56,232千円 防災センター映像系システム更新は、令和7年度設置工事、令和8年4月から本稼働（4年間）として、設置工事を含む5年間のリース契約を想定して当初予算で費用計上した。 その後、コンサル事業者から、本稼働後5年（機器の法定耐用年数の目安）をリース期間とした方が良いとの助言を受けたことから契約方法を見直すこととし、令和7年度は設置工事と試行運用期間（令和8年3月の1か月間）、令和8年4月からの5年間をリース期間とする。 これにより本年度の費用負担がなくなることから、予算を減額するとともに、契約に際し必要となる債務負担を計上する。 (1) 事業費 (単位：千円) <table><thead><tr><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>変更前</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>-</td><td>281,160</td></tr><tr><td>変更後</td><td>0</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>56,232</td><td>281,160</td></tr><tr><td>今回補正額</td><td>△56,232</td><td colspan="6">※事業費総額は変更なし</td></tr></tbody></table> (2) 映像系システム更新スケジュール <table><thead><tr><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>令和13年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>変更前</td><td colspan="7"> 工事 契約期間 リース期間 本稼働(4年間) リース終了までに今後を検討 — </td></tr><tr><td>変更後</td><td colspan="7"> 工事 契約期間 リース期間 ● 試行 本稼働(5年間) リース終了までに今後を検討 </td></tr></tbody></table> (3) 債務負担行為 ア 期間 令和7年度～令和12年度 イ 限度額 281,160千円 ウ 事業費 (1) のとおり		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	変更前	56,232	56,232	56,232	56,232	56,232	-	281,160	変更後	0	56,232	56,232	56,232	56,232	56,232	281,160	今回補正額	△56,232	※事業費総額は変更なし							令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降	変更前	工事 契約期間 リース期間 本稼働(4年間) リース終了までに今後を検討 —							変更後	工事 契約期間 リース期間 ● 試行 本稼働(5年間) リース終了までに今後を検討						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計																																																				
変更前	56,232	56,232	56,232	56,232	56,232	-	281,160																																																				
変更後	0	56,232	56,232	56,232	56,232	56,232	281,160																																																				
今回補正額	△56,232	※事業費総額は変更なし																																																									
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降																																																				
変更前	工事 契約期間 リース期間 本稼働(4年間) リース終了までに今後を検討 —																																																										
変更後	工事 契約期間 リース期間 ● 試行 本稼働(5年間) リース終了までに今後を検討																																																										
	3 防災センター設備更新事業	△56,232																																																									

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																																																																																																																															
民生費 844,245			1 保育料等第一子無償化に伴う運営費給付等の増 329,077千円 都制度として、年齢や所得にかかわらず保育料等第一子無償化を令和7年9月（予定）から実施する方針が示された。これを受け、区でも東京都の方針に基づき、現在無償化となっていない0～2歳児の第一子保育料等の無償化を実施するため、必要となる経費を補正計上する。 (1) 保育料等無償化の概要 <table><tr><td></td><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td rowspan="2">第1子</td><td>0～2歳</td><td>保護者負担あり</td><td rowspan="3">無償</td></tr><tr><td>3歳以上</td><td>無償</td></tr><tr><td>第2子以降</td><td>全年齢</td><td>無償</td></tr></table> (2) 補正予算額 <table><tr><th rowspan="3">No.</th><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">款</th><th colspan="4">歳入</th><th colspan="2">歳出</th></tr><tr><th colspan="2">保育料</th><th colspan="2">都補助金</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>補正有無</th><th>補正額</th><th>補正有無</th><th>補正額</th><th>補正有無</th><th>補正額</th></tr><tr><td>1</td><td>区立認可保育園</td><td rowspan="10">民生費</td><td>○</td><td>△97,634</td><td>○</td><td>93,845</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td>区立認定こども園 (長時間利用)</td><td>○</td><td>△4,167</td><td>○</td><td>3,258</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>私立保育園</td><td>○</td><td>△353,470</td><td>○</td><td>642,658</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>4</td><td>区立認可外保育施設</td><td>○</td><td>△2,217</td><td>○</td><td>1,820</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>私立認定こども園 (長時間利用)</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>2,735</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>6</td><td>小規模保育</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>65,436</td><td>○</td><td>18,984</td></tr><tr><td>7</td><td>保育ママ</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>29,304</td><td>○</td><td>8,919</td></tr><tr><td>8</td><td>認証保育所</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>166,569</td><td>○</td><td>174,145</td></tr><tr><td>9</td><td>私立認可外保育施設</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>97,678</td><td>○</td><td>125,643</td></tr><tr><td>10</td><td>ベビーシッター</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>1,386</td><td>○</td><td>1,386</td></tr><tr><td>11</td><td>私立幼稚園 (預かり保育)</td><td rowspan="2">教育費</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>2,918</td><td>○</td><td>5,792</td></tr><tr><td>12</td><td>未通園 (多様な他者との関わり の機会の創出事業)</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>30,800</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td colspan="2">△457,488</td><td colspan="2">1,138,407</td><td colspan="2">334,869</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">680,919</td><td colspan="2">334,869</td></tr><tr><td colspan="3">差引（歳入－歳出）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">346,050</td></tr></table>			変更前	変更後	第1子	0～2歳	保護者負担あり	無償	3歳以上	無償	第2子以降	全年齢	無償	No.	施設	款	歳入				歳出		保育料		都補助金				補正有無	補正額	補正有無	補正額	補正有無	補正額	1	区立認可保育園	民生費	○	△97,634	○	93,845	×	—	2	区立認定こども園 (長時間利用)	○	△4,167	○	3,258	×	—	3	私立保育園	○	△353,470	○	642,658	×	—	4	区立認可外保育施設	○	△2,217	○	1,820	×	—	5	私立認定こども園 (長時間利用)	×	—	○	2,735	×	—	6	小規模保育	×	—	○	65,436	○	18,984	7	保育ママ	×	—	○	29,304	○	8,919	8	認証保育所	×	—	○	166,569	○	174,145	9	私立認可外保育施設	×	—	○	97,678	○	125,643	10	ベビーシッター	×	—	○	1,386	○	1,386	11	私立幼稚園 (預かり保育)	教育費	×	—	○	2,918	○	5,792	12	未通園 (多様な他者との関わり の機会の創出事業)	×	—	○	30,800	×	—	小計			△457,488		1,138,407		334,869		合計					680,919		334,869		差引（歳入－歳出）							346,050	
		変更前	変更後																																																																																																																																																															
第1子	0～2歳	保護者負担あり	無償																																																																																																																																																															
	3歳以上	無償																																																																																																																																																																
第2子以降	全年齢	無償																																																																																																																																																																
No.	施設	款	歳入				歳出																																																																																																																																																											
			保育料		都補助金																																																																																																																																																													
			補正有無	補正額	補正有無	補正額	補正有無	補正額																																																																																																																																																										
1	区立認可保育園	民生費	○	△97,634	○	93,845	×	—																																																																																																																																																										
2	区立認定こども園 (長時間利用)		○	△4,167	○	3,258	×	—																																																																																																																																																										
3	私立保育園		○	△353,470	○	642,658	×	—																																																																																																																																																										
4	区立認可外保育施設		○	△2,217	○	1,820	×	—																																																																																																																																																										
5	私立認定こども園 (長時間利用)		×	—	○	2,735	×	—																																																																																																																																																										
6	小規模保育		×	—	○	65,436	○	18,984																																																																																																																																																										
7	保育ママ		×	—	○	29,304	○	8,919																																																																																																																																																										
8	認証保育所		×	—	○	166,569	○	174,145																																																																																																																																																										
9	私立認可外保育施設		×	—	○	97,678	○	125,643																																																																																																																																																										
10	ベビーシッター		×	—	○	1,386	○	1,386																																																																																																																																																										
11	私立幼稚園 (預かり保育)	教育費	×	—	○	2,918	○	5,792																																																																																																																																																										
12	未通園 (多様な他者との関わり の機会の創出事業)		×	—	○	30,800	×	—																																																																																																																																																										
小計			△457,488		1,138,407		334,869																																																																																																																																																											
合計					680,919		334,869																																																																																																																																																											
差引（歳入－歳出）							346,050																																																																																																																																																											

款別補正額	事業名	金額	計上概要																					
(民生費)			1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 15,623千円 経験年数や研修実績に応じた賃金改善の仕組みを設け、放課後児童支援員の処遇改善を促進する。現在の直営学童保育室以外にも補助対象を拡大し、賃金改善に必要な費用を補助するため、増額補正する。 (1) 補正予算額 15,623千円 919千円(1室上限)×17室(見込数)=15,623千円(国・都・区で1/3ずつ負担) (2) 補助対象 ア 放課後児童支援員 年額131千円 イ 経験年数 5年以上で指定の研修受講者 年額263千円 ウ 経験年数10年以上で指定の研修を受講した事業所長の立場にある者 年額394千円 ※ 1室あたり補助上限額919千円(年額) 【特定財源】 子ども・子育て支援交付金(民生) 10,415千円 補助率: 国1/3・都1/3 2 東京都認証学童クラブ事業 260,053千円 子供の健全な育成と遊び、生活支援の推進や保護者ニーズに応える多様なサービスを提供するため、都が認証学童クラブ事業を新設する。これに伴い、区も補助事業を実施するため、増額補正する。 (1) 補正計上額 260,053千円 13,687千円×19室(見込数)=260,053千円 (2) 補助基準・加算額 <table><tr><th>項目</th><th>補助基準・加算額</th><th>補助・加算内容</th></tr><tr><td>1室につき運営補助基準額</td><td>6,187千円</td><td>認証学童クラブの運営基準(放課後児童支援員を3名以上配置等)を満たしていれば交付</td></tr><tr><td>常勤複数配置加算</td><td>2,000千円</td><td>常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合に加算</td></tr><tr><td>遊び・体験充実加算</td><td>1,500千円</td><td>多様な遊び・体験を充実するための講師謝礼や備品購入等の加算</td></tr><tr><td>障害児受入環境整備加算</td><td>1,000千円</td><td>障害児受入れのための研修経費や環境を整備するためのコンサルティング経費等の加算</td></tr><tr><td>障害児加配加算</td><td>3,000千円</td><td>国の障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業の上乗せ加算</td></tr><tr><td>合計</td><td>13,687千円</td><td></td></tr></table> 【特定財源】 東京都認証学童クラブ事業 173,368千円 補助率2/3	項目	補助基準・加算額	補助・加算内容	1室につき運営補助基準額	6,187千円	認証学童クラブの運営基準(放課後児童支援員を3名以上配置等)を満たしていれば交付	常勤複数配置加算	2,000千円	常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合に加算	遊び・体験充実加算	1,500千円	多様な遊び・体験を充実するための講師謝礼や備品購入等の加算	障害児受入環境整備加算	1,000千円	障害児受入れのための研修経費や環境を整備するためのコンサルティング経費等の加算	障害児加配加算	3,000千円	国の障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業の上乗せ加算	合計	13,687千円	
項目	補助基準・加算額	補助・加算内容																						
1室につき運営補助基準額	6,187千円	認証学童クラブの運営基準(放課後児童支援員を3名以上配置等)を満たしていれば交付																						
常勤複数配置加算	2,000千円	常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合に加算																						
遊び・体験充実加算	1,500千円	多様な遊び・体験を充実するための講師謝礼や備品購入等の加算																						
障害児受入環境整備加算	1,000千円	障害児受入れのための研修経費や環境を整備するためのコンサルティング経費等の加算																						
障害児加配加算	3,000千円	国の障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業の上乗せ加算																						
合計	13,687千円																							
	2 学童保育室運営事業	275,676																						

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																																																																																																																																																																																						
(民生費)			区内介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象に、物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金を支給する【上半期分（令和7年4月～令和7年9月分）】。 東京都が令和7年度上半期分の物価高騰支援を実施していることから、区では、事業所の物価高騰負担の1/2支援となるよう想定し、直近6か月（令和6年9月から令和7年2月）の物価上昇率を踏まえたうえで令和7年度上半期分を実施する。 ※ 令和6年度は、区の事業検討時に東京都支援の実施が未定であったため、事業所の物価高騰負担の2/3支援を1年分として9月補正により実施した。 ※ 令和7年度上半期分の事業所の物価高騰負担について、区が1/2を支援し、残る1/2は都の支援を活用いただくことで事業所負担全体を補うことを想定する。																																																																																																																																																																																																																						
	3 介護保険事務 障がい福祉事務	185,291	1 介護サービス事業所への物価高騰支援にかかる区独自の特別給付金 139,849千円 (千円) <table><tr><th rowspan="2">定員</th><th rowspan="2">事業所数</th><th rowspan="2">基本 給付</th><th colspan="4">①入所サービス</th><th colspan="4">②通所サービス</th></tr><tr><th>加算給付</th><th>1事業所支給額</th><th>事業所数</th><th>総支給額</th><th>加算給付</th><th>1事業所支給額</th><th>事業所数</th><th>総支給額</th></tr><tr><td>1人～10人</td><td>61</td><td>44</td><td>75</td><td>119 (111)</td><td>3</td><td>357 (333)</td><td>14</td><td>58 (48)</td><td>58</td><td>3,364 (3,264)</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>143</td><td>88</td><td>150</td><td>238 (222)</td><td>29</td><td>6,902 (6,438)</td><td>28</td><td>116 (96)</td><td>114</td><td>13,224 (9,792)</td></tr><tr><td>21人～30人</td><td>76</td><td>132</td><td>225</td><td>357 (333)</td><td>5</td><td>1,785 (1,665)</td><td>42</td><td>174 (144)</td><td>71</td><td>12,354 (9,936)</td></tr><tr><td>31人～60人</td><td>95</td><td>176</td><td>300</td><td>476 (444)</td><td>24</td><td>11,424 (8,436)</td><td>56</td><td>232 (192)</td><td>71</td><td>16,472 (13,056)</td></tr><tr><td>61人～100人</td><td>42</td><td>220</td><td>375</td><td>595 (555)</td><td>33</td><td>19,635 (15,540)</td><td>70</td><td>290 (240)</td><td>9</td><td>2,610 (2,160)</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>25</td><td>264</td><td>450</td><td>714 (666)</td><td>25</td><td>17,850 (20,646)</td><td>84</td><td>348 (288)</td><td>0</td><td>0 (0)</td></tr><tr><td>訪問・その他</td><td>584</td><td>44</td><td>③</td><td>14</td><td>58 (48)</td><td>584</td><td>33,872 (27,936)</td><td>全事業所数</td><td colspan="2">総支給額 (①+②+③)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1,026</td><td colspan="2">139,849 (119,202)</td></tr></table> 2 障がい福祉サービス等事業所への物価高騰支援にかかる区独自の特別給付金 45,442千円 (千円) <table><tr><th rowspan="2">定員</th><th rowspan="2">事業所数</th><th rowspan="2">基本 給付</th><th colspan="4">①入所サービス</th><th colspan="4">②通所サービス</th></tr><tr><th>加算給付</th><th>1事業所支給額</th><th>事業所数</th><th>総支給額</th><th>加算給付</th><th>1事業所支給額</th><th>事業所数</th><th>総支給額</th></tr><tr><td>1人～10人</td><td>263</td><td>44</td><td>75</td><td>119 (111)</td><td>156</td><td>18,564 (16,761)</td><td>14</td><td>58 (48)</td><td>107</td><td>6,206 (4,512)</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>78</td><td>88</td><td>150</td><td>238 (222)</td><td>0</td><td>0 (0)</td><td>28</td><td>116 (96)</td><td>78</td><td>9,048 (7,584)</td></tr><tr><td>21人～30人</td><td>9</td><td>132</td><td>225</td><td>357 (333)</td><td>0</td><td>0 (0)</td><td>42</td><td>174 (144)</td><td>9</td><td>1,566 (1,440)</td></tr><tr><td>31人～60人</td><td>19</td><td>176</td><td>300</td><td>476 (444)</td><td>2</td><td>952 (888)</td><td>56</td><td>232 (192)</td><td>17</td><td>3,944 (3,072)</td></tr><tr><td>61人～100人</td><td>2</td><td>220</td><td>375</td><td>595 (555)</td><td>0</td><td>0 (0)</td><td>70</td><td>290 (240)</td><td>2</td><td>580 (480)</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>1</td><td>264</td><td>450</td><td>714 (666)</td><td>0</td><td>0 (0)</td><td>84</td><td>348 (288)</td><td>1</td><td>348 (288)</td></tr><tr><td>訪問・その他</td><td>73</td><td>44</td><td>③</td><td>14</td><td>58 (48)</td><td>73</td><td>4,234 (2,832)</td><td>全事業所数</td><td colspan="2">総支給額 (①+②+③)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>445</td><td colspan="2">45,442 (37,857)</td></tr></table>	定員	事業所数	基本 給付	①入所サービス				②通所サービス				加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	1人～10人	61	44	75	119 (111)	3	357 (333)	14	58 (48)	58	3,364 (3,264)	11人～20人	143	88	150	238 (222)	29	6,902 (6,438)	28	116 (96)	114	13,224 (9,792)	21人～30人	76	132	225	357 (333)	5	1,785 (1,665)	42	174 (144)	71	12,354 (9,936)	31人～60人	95	176	300	476 (444)	24	11,424 (8,436)	56	232 (192)	71	16,472 (13,056)	61人～100人	42	220	375	595 (555)	33	19,635 (15,540)	70	290 (240)	9	2,610 (2,160)	101人以上	25	264	450	714 (666)	25	17,850 (20,646)	84	348 (288)	0	0 (0)	訪問・その他	584	44	③	14	58 (48)	584	33,872 (27,936)	全事業所数	総支給額 (①+②+③)										1,026	139,849 (119,202)		定員	事業所数	基本 給付	①入所サービス				②通所サービス				加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	1人～10人	263	44	75	119 (111)	156	18,564 (16,761)	14	58 (48)	107	6,206 (4,512)	11人～20人	78	88	150	238 (222)	0	0 (0)	28	116 (96)	78	9,048 (7,584)	21人～30人	9	132	225	357 (333)	0	0 (0)	42	174 (144)	9	1,566 (1,440)	31人～60人	19	176	300	476 (444)	2	952 (888)	56	232 (192)	17	3,944 (3,072)	61人～100人	2	220	375	595 (555)	0	0 (0)	70	290 (240)	2	580 (480)	101人以上	1	264	450	714 (666)	0	0 (0)	84	348 (288)	1	348 (288)	訪問・その他	73	44	③	14	58 (48)	73	4,234 (2,832)	全事業所数	総支給額 (①+②+③)										445	45,442 (37,857)	
定員	事業所数	基本 給付	①入所サービス				②通所サービス																																																																																																																																																																																																																		
			加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額																																																																																																																																																																																																															
1人～10人	61	44	75	119 (111)	3	357 (333)	14	58 (48)	58	3,364 (3,264)																																																																																																																																																																																																															
11人～20人	143	88	150	238 (222)	29	6,902 (6,438)	28	116 (96)	114	13,224 (9,792)																																																																																																																																																																																																															
21人～30人	76	132	225	357 (333)	5	1,785 (1,665)	42	174 (144)	71	12,354 (9,936)																																																																																																																																																																																																															
31人～60人	95	176	300	476 (444)	24	11,424 (8,436)	56	232 (192)	71	16,472 (13,056)																																																																																																																																																																																																															
61人～100人	42	220	375	595 (555)	33	19,635 (15,540)	70	290 (240)	9	2,610 (2,160)																																																																																																																																																																																																															
101人以上	25	264	450	714 (666)	25	17,850 (20,646)	84	348 (288)	0	0 (0)																																																																																																																																																																																																															
訪問・その他	584	44	③	14	58 (48)	584	33,872 (27,936)	全事業所数	総支給額 (①+②+③)																																																																																																																																																																																																																
								1,026	139,849 (119,202)																																																																																																																																																																																																																
定員	事業所数	基本 給付	①入所サービス				②通所サービス																																																																																																																																																																																																																		
			加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額	加算給付	1事業所支給額	事業所数	総支給額																																																																																																																																																																																																															
1人～10人	263	44	75	119 (111)	156	18,564 (16,761)	14	58 (48)	107	6,206 (4,512)																																																																																																																																																																																																															
11人～20人	78	88	150	238 (222)	0	0 (0)	28	116 (96)	78	9,048 (7,584)																																																																																																																																																																																																															
21人～30人	9	132	225	357 (333)	0	0 (0)	42	174 (144)	9	1,566 (1,440)																																																																																																																																																																																																															
31人～60人	19	176	300	476 (444)	2	952 (888)	56	232 (192)	17	3,944 (3,072)																																																																																																																																																																																																															
61人～100人	2	220	375	595 (555)	0	0 (0)	70	290 (240)	2	580 (480)																																																																																																																																																																																																															
101人以上	1	264	450	714 (666)	0	0 (0)	84	348 (288)	1	348 (288)																																																																																																																																																																																																															
訪問・その他	73	44	③	14	58 (48)	73	4,234 (2,832)	全事業所数	総支給額 (①+②+③)																																																																																																																																																																																																																
								445	45,442 (37,857)																																																																																																																																																																																																																
※ いずれの表も、比較のため各支給額の括弧内に、令和6年度金額の半期相当として1/2額を記載																																																																																																																																																																																																																									

款別補正額	事業名	金額	計上概要																						
(民生費)	4 子ども医療費助成事業	34,272	1 入院時食事代（食事療養標準負担額）の助成 34,272千円 受給者1人あたりの子ども医療費額は令和3年度比で約13%増額しており、医療費助成に対する通院・入院の需要はこれまで以上に高まっている。 こうした状況を踏まえ、子育て世帯の需要に応え、子どもの健やかな育成に寄与するために、現在助成対象となっている一般医療や歯科、調剤等の自己負担分に加え、令和7年10月から、入院時食事代の自己負担分全額を新たに子ども医療費助成対象とする。 (1) 補正予算額 <table><tr><th>補正額</th><th>積算根拠</th></tr><tr><td>34,272千円</td><td>食事療養標準負担額 1,530円（日額）×7日（平均入院日数）×6,400件×1/2（6か月分）=34,272千円</td></tr></table> ※ 食事療養標準負担額は1食当たり510円の3食分 平均入院日数、件数については令和6年度実績の平均6.9日と総件数6,385件から推計	補正額	積算根拠	34,272千円	食事療養標準負担額 1,530円（日額）×7日（平均入院日数）×6,400件×1/2（6か月分）=34,272千円																		
補正額	積算根拠																								
34,272千円	食事療養標準負担額 1,530円（日額）×7日（平均入院日数）×6,400件×1/2（6か月分）=34,272千円																								
環境衛生費 826,264	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業	825,653	1 新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料 825,653千円 令和7年10月1日から実施する新型コロナウイルスワクチン定期接種の接種費用（15,591円/回）について、昨年度までと同様に区独自で無料とする。なお、令和7年度から、国（8,300円/回）・都（1,000円/回）の補助金は交付されない見込みであり、これにより区負担額が492,500千円増となる見込みである。 (1) 補正予算額 <table><tr><th>対象者数 (A)</th><th>接種率 (B)</th><th>接種見込数 (C=A×B)</th><th>接種単価 (D)</th><th>補正額 (D×C)</th></tr><tr><td>175,720人</td><td>30%</td><td>52,957件</td><td>15,591円</td><td>825,653千円</td></tr></table> ※ 接種率は、今後も感染が拡がらず更に下がると想定し、6年度実績36.4%の8割程度の30%と見込んだ。 ※ 6年度の23区の平均接種率は約31%（R7.5.27時点）。 (2) 接種対象者 <table><tr><th>対象者要件</th><th>対象者数[※]</th><th>接種率</th><th>接種見込数</th></tr><tr><td>令和8年3月31日時点で65歳以上の高齢者</td><td>175,376人</td><td>30%</td><td>52,613人</td></tr><tr><td>60歳から64歳で 一定の基礎疾患を有する方</td><td>344人</td><td>100%</td><td>344人</td></tr></table> ※ 対象者数は4/9の住基から算出 (3) 今後の方針 8年度以降の自己負担額については接種率や感染状況等を勘案して検討する。	対象者数 (A)	接種率 (B)	接種見込数 (C=A×B)	接種単価 (D)	補正額 (D×C)	175,720人	30%	52,957件	15,591円	825,653千円	対象者要件	対象者数[※]	接種率	接種見込数	令和8年3月31日時点で65歳以上の高齢者	175,376人	30%	52,613人	60歳から64歳で 一定の基礎疾患を有する方	344人	100%	344人
対象者数 (A)	接種率 (B)	接種見込数 (C=A×B)	接種単価 (D)	補正額 (D×C)																					
175,720人	30%	52,957件	15,591円	825,653千円																					
対象者要件	対象者数[※]	接種率	接種見込数																						
令和8年3月31日時点で65歳以上の高齢者	175,376人	30%	52,613人																						
60歳から64歳で 一定の基礎疾患を有する方	344人	100%	344人																						

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																								
(環境衛生費)	(新型コロナウイルスワクチン接種事業)		(4) 23区の動向 (令和7年5月15日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度</th><th colspan="2">令和7年度</th></tr> <tr> <th>自己負担</th><th>自治体</th><th>自己負担</th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料</td><td>足立、葛飾、千代田 港、文京、台東 渋谷、荒川 (8区)</td><td>無料</td><td>足立、千代田、港、 渋谷 (4区)</td></tr> <tr> <td>75歳以上：無料 75歳未満：2,500円</td><td>中央、新宿、墨田 江東 (4区)</td><td>75歳以上：無料 75歳未満：3,500円</td><td>葛飾 (1区)</td></tr> <tr> <td>2,500円</td><td>品川、目黒、大田 世田谷、中野、杉並 豊島、北、板橋、 練馬、江戸川 (11区)</td><td>2,500円</td><td>台東、目黒 (2区)</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>3,500円</td><td>中央、新宿、文京、 品川、大田、豊島、北 板橋、世田谷、江戸川 練馬、荒川、杉並、江東 (14区)</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>7,000円～7,500円</td><td>中野、墨田 (2区)</td></tr> </tbody> </table> (参考) 令和7年度の高齢者予防接種における区負担額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名称</th><th>歳出額 (A)</th><th>歳入額(都補助) (B)</th><th>区負担額 (A-B)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インフルエンザ</td><td>562,527千円</td><td>0千円</td><td>562,527千円</td></tr> <tr> <td>肺炎球菌</td><td>15,415千円</td><td>0千円</td><td>15,415千円</td></tr> <tr> <td>新型コロナ</td><td>825,653千円</td><td>0千円</td><td>825,653千円</td></tr> <tr> <td>带状疱疹(定期)</td><td>340,000千円</td><td>0千円</td><td>340,000千円</td></tr> <tr> <td>带状疱疹(任意)</td><td>83,000千円</td><td>20,000千円</td><td>63,000千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,826,595千円</td><td>20,000千円</td><td>1,806,595千円</td></tr> </tbody> </table> ※ 歳出額は、R6決算額から算出した決算見込額 ※ 带状疱疹(定期)は、R7から実施 ※ 带状疱疹(任意)の都補助対象が、R7から「50歳から64歳」に縮小(R6までは50歳以上)	令和6年度		令和7年度		自己負担	自治体	自己負担	自治体	無料	足立、葛飾、千代田 港、文京、台東 渋谷、荒川 (8区)	無料	足立、千代田、港、 渋谷 (4区)	75歳以上：無料 75歳未満：2,500円	中央、新宿、墨田 江東 (4区)	75歳以上：無料 75歳未満：3,500円	葛飾 (1区)	2,500円	品川、目黒、大田 世田谷、中野、杉並 豊島、北、板橋、 練馬、江戸川 (11区)	2,500円	台東、目黒 (2区)	—	—	3,500円	中央、新宿、文京、 品川、大田、豊島、北 板橋、世田谷、江戸川 練馬、荒川、杉並、江東 (14区)	—	—	7,000円～7,500円	中野、墨田 (2区)	予防接種名称	歳出額 (A)	歳入額(都補助) (B)	区負担額 (A-B)	インフルエンザ	562,527千円	0千円	562,527千円	肺炎球菌	15,415千円	0千円	15,415千円	新型コロナ	825,653千円	0千円	825,653千円	带状疱疹(定期)	340,000千円	0千円	340,000千円	带状疱疹(任意)	83,000千円	20,000千円	63,000千円	合計	1,826,595千円	20,000千円	1,806,595千円
令和6年度		令和7年度																																																									
自己負担	自治体	自己負担	自治体																																																								
無料	足立、葛飾、千代田 港、文京、台東 渋谷、荒川 (8区)	無料	足立、千代田、港、 渋谷 (4区)																																																								
75歳以上：無料 75歳未満：2,500円	中央、新宿、墨田 江東 (4区)	75歳以上：無料 75歳未満：3,500円	葛飾 (1区)																																																								
2,500円	品川、目黒、大田 世田谷、中野、杉並 豊島、北、板橋、 練馬、江戸川 (11区)	2,500円	台東、目黒 (2区)																																																								
—	—	3,500円	中央、新宿、文京、 品川、大田、豊島、北 板橋、世田谷、江戸川 練馬、荒川、杉並、江東 (14区)																																																								
—	—	7,000円～7,500円	中野、墨田 (2区)																																																								
予防接種名称	歳出額 (A)	歳入額(都補助) (B)	区負担額 (A-B)																																																								
インフルエンザ	562,527千円	0千円	562,527千円																																																								
肺炎球菌	15,415千円	0千円	15,415千円																																																								
新型コロナ	825,653千円	0千円	825,653千円																																																								
带状疱疹(定期)	340,000千円	0千円	340,000千円																																																								
带状疱疹(任意)	83,000千円	20,000千円	63,000千円																																																								
合計	1,826,595千円	20,000千円	1,806,595千円																																																								

款別補正額	事業名	金額	計上概要																				
教育費 △617,604			1 小・中学校入学準備金（令和8年度入学予定者）支給にかかる事務費 44,721千円 令和7年度第2号補正予算で計上した小・中学校入学準備金について、支給事業に必要な事務費を補正計上する。 (1) 事務費 <table><tr><th></th><th>予算種別</th><th>内容・内訳</th><th>合計金額</th></tr><tr><td>1</td><td>通信運搬費</td><td>①申請書発送料金 1,133千円 @110円×10,300件（初回10,080件 2回目220件） ②区民からの申請書返送料金 1,401千円 @136円×10,300件（申請書発送数） ③給付金振込通知発送料金 1,109千円 @110円×10,080件（対象者数） ④現金書留送付料金（約100件） 79千円</td><td>3,722千円</td></tr><tr><td>2</td><td>手数料</td><td>①口座振込手数料 1,140千円 @113円×10,080件</td><td>1,140千円</td></tr><tr><td>3</td><td>委託料</td><td>①申請書等審査事務 15,374千円 （最大処理件数1日500件）期間：11月～2月（4か月） ②給付管理システム、オンライン申請導入・稼働 21,268千円 稼働期間10月～3月（6か月） ③申請書等印刷・封入封緘・発送等委託 3,217千円 発送用及び返信用封筒作成、申請書及び振込通知書の作成と発送 書類発送件数：22,080件 （申請書10,300人分/不備案内書1,700人分/振込通知書10,080人分）</td><td>39,859千円</td></tr><tr><td colspan="3">事務費総額</td><td>44,721千円</td></tr></table> (2) 支給対象世帯 基準日（令和7年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、以下の児童がいる世帯 ア 新小学校1年生（4,620人） イ 新中学校1年生（5,460人） 合計10,080人 (3) 支給の流れ ア 区から対象世帯へ申請書を発送 イ 本人からの申請書の返送、もしくはWEB専用サイト入力等により口座確認 ウ 区で審査の上、順次支給を決定		予算種別	内容・内訳	合計金額	1	通信運搬費	①申請書発送料金 1,133千円 @110円×10,300件（初回10,080件 2回目220件） ②区民からの申請書返送料金 1,401千円 @136円×10,300件（申請書発送数） ③給付金振込通知発送料金 1,109千円 @110円×10,080件（対象者数） ④現金書留送付料金（約100件） 79千円	3,722千円	2	手数料	①口座振込手数料 1,140千円 @113円×10,080件	1,140千円	3	委託料	①申請書等審査事務 15,374千円 （最大処理件数1日500件）期間：11月～2月（4か月） ②給付管理システム、オンライン申請導入・稼働 21,268千円 稼働期間10月～3月（6か月） ③申請書等印刷・封入封緘・発送等委託 3,217千円 発送用及び返信用封筒作成、申請書及び振込通知書の作成と発送 書類発送件数：22,080件 （申請書10,300人分/不備案内書1,700人分/振込通知書10,080人分）	39,859千円	事務費総額			44,721千円
	予算種別	内容・内訳	合計金額																				
1	通信運搬費	①申請書発送料金 1,133千円 @110円×10,300件（初回10,080件 2回目220件） ②区民からの申請書返送料金 1,401千円 @136円×10,300件（申請書発送数） ③給付金振込通知発送料金 1,109千円 @110円×10,080件（対象者数） ④現金書留送付料金（約100件） 79千円	3,722千円																				
2	手数料	①口座振込手数料 1,140千円 @113円×10,080件	1,140千円																				
3	委託料	①申請書等審査事務 15,374千円 （最大処理件数1日500件）期間：11月～2月（4か月） ②給付管理システム、オンライン申請導入・稼働 21,268千円 稼働期間10月～3月（6か月） ③申請書等印刷・封入封緘・発送等委託 3,217千円 発送用及び返信用封筒作成、申請書及び振込通知書の作成と発送 書類発送件数：22,080件 （申請書10,300人分/不備案内書1,700人分/振込通知書10,080人分）	39,859千円																				
事務費総額			44,721千円																				
	1 小・中学校児童・生徒 保護者負担軽減事業	44,721																					

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																										
(教育費)	(小・中学校児童・生徒保護者負担軽減事業)		(4) 今後のスケジュール (予定) <table><tr><td>令和7年11月上旬</td><td>申請書初回[※1]発送 (10,080人)</td></tr><tr><td>令和7年12月下旬</td><td>初回支給日</td></tr><tr><td>令和8年 1月上旬</td><td>申請書2回目[※2]発送 (約220人想定)</td></tr><tr><td>令和8年 1月30日</td><td>申請期限</td></tr></table> ※1 10月1日時点で住民登録がある対象者あてに送付。 ※2 10月2日から基準日 (令和7年12月1日) までに転入した対象者あてに送付。なお、基準日までに転出した者は対象外とする。	令和7年11月上旬	申請書初回[※1]発送 (10,080人)	令和7年12月下旬	初回支給日	令和8年 1月上旬	申請書2回目[※2]発送 (約220人想定)	令和8年 1月30日	申請期限																																		
	令和7年11月上旬	申請書初回[※1]発送 (10,080人)																																											
令和7年12月下旬	初回支給日																																												
令和8年 1月上旬	申請書2回目[※2]発送 (約220人想定)																																												
令和8年 1月30日	申請期限																																												
	2 スポーツ施設指定管理者管理運営事務	29,920	1 総合スポーツセンター防犯カメラの新設・更新 29,920千円 敷地内での若者らによる迷惑行為について、近隣からも区民の声等を通じて繰り返し苦情が上がっている。その対策として、竹の塚警察署立ち会いのもと現地調査を実施し、既存防犯カメラの更新と不足箇所への増設を行う。画質の向上ならびに監視範囲の拡大により、総合スポーツセンターの安全性を確保するとともに、周辺区民の体感治安の向上を図る。 (1) 補正予算額 <table><tr><th>内容</th><th>金額</th></tr><tr><td>防犯カメラ (59台[※1])</td><td>10,295千円</td></tr><tr><td>録画装置</td><td>2,386千円</td></tr><tr><td>電源装置ほか機器類</td><td>13,702千円</td></tr><tr><td>諸経費、消費税等</td><td>3,537千円</td></tr><tr><td>合計 (補正額)</td><td>29,920千円</td></tr></table> ※1 新設7台、更新52台 (内訳は下表) <table><tr><th>種類</th><th>単価</th><th>新設</th><th>更新</th><th>計</th></tr><tr><td>屋外用</td><td>196,500円</td><td>6台</td><td>29台</td><td>35台</td></tr><tr><td>屋内用</td><td>141,400円</td><td>-</td><td>23台</td><td>23台</td></tr><tr><td>ドーム型 [※2]</td><td>165,100円</td><td>1台</td><td>-</td><td>1台</td></tr></table> ※2 手が届く位置に設置する1台はイタズラされにくいカバー付きのドーム型とする。 ア 既存防犯カメラの更新 画素数が低く、映っている人物の特定が難しいほか、平成24年設置で耐用年数を経過しており故障リスクも高まっていることから、人物特定が可能となる画素数のカメラに更新する。 <table><tr><th rowspan="2">既存防犯カメラ 設置台数</th><th rowspan="2">更新台数</th><th colspan="2">画素数</th></tr><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>52台</td><td>52台[※3]</td><td>38万画素 (アナログテレビ 同等の画質)</td><td>212万画素 (デジタルテレビ 同等の画質)</td></tr></table> ※3 大規模改修を見据え、配線は既存ケーブルを活用するが、録画装置・電源装置については全面更新となるため、<u>52台すべての更新が必要となった。</u>	内容	金額	防犯カメラ (59台[※1])	10,295千円	録画装置	2,386千円	電源装置ほか機器類	13,702千円	諸経費、消費税等	3,537千円	合計 (補正額)	29,920千円	種類	単価	新設	更新	計	屋外用	196,500円	6台	29台	35台	屋内用	141,400円	-	23台	23台	ドーム型 [※2]	165,100円	1台	-	1台	既存防犯カメラ 設置台数	更新台数	画素数		変更前	変更後	52台	52台[※3]	38万画素 (アナログテレビ 同等の画質)	212万画素 (デジタルテレビ 同等の画質)
内容	金額																																												
防犯カメラ (59台[※1])	10,295千円																																												
録画装置	2,386千円																																												
電源装置ほか機器類	13,702千円																																												
諸経費、消費税等	3,537千円																																												
合計 (補正額)	29,920千円																																												
種類	単価	新設	更新	計																																									
屋外用	196,500円	6台	29台	35台																																									
屋内用	141,400円	-	23台	23台																																									
ドーム型 [※2]	165,100円	1台	-	1台																																									
既存防犯カメラ 設置台数	更新台数	画素数																																											
		変更前	変更後																																										
52台	52台[※3]	38万画素 (アナログテレビ 同等の画質)	212万画素 (デジタルテレビ 同等の画質)																																										

款別補正額	事業名	金額	計上概要																				
(教育費)	(スポーツ施設指定管理者 管理運営事務)		イ 防犯カメラの増設 迷惑行為等が発生しているが既存防犯カメラの監視外となっている場所に、新たに防犯カメラを設置する。 <table><tr><th>設置場所 (31・32ページ別紙参照)</th><th>台数</th></tr><tr><td>西側駐車場出入口</td><td>1台</td></tr><tr><td>ハッピー広場出入口</td><td>1台</td></tr><tr><td>南北通路 (ハッピー広場東側)</td><td>1台</td></tr><tr><td>建物前広場</td><td>1台</td></tr><tr><td>ピロティ下</td><td>2台</td></tr><tr><td>1階ロビー</td><td>1台</td></tr><tr><td>合計</td><td>7台</td></tr></table> (2) スケジュール (予定) <table><tr><td>令和7年7月</td><td>契約締結</td></tr><tr><td>令和7年8月</td><td>防犯カメラ更新・増設完了</td></tr></table> (3) その他の対応 必要な明るさの確保として、駐輪場照明及び投光器のLED化を令和7年5月に現行の予算内で実施した。	設置場所 (31・32ページ別紙参照)	台数	西側駐車場出入口	1台	ハッピー広場出入口	1台	南北通路 (ハッピー広場東側)	1台	建物前広場	1台	ピロティ下	2台	1階ロビー	1台	合計	7台	令和7年7月	契約締結	令和7年8月	防犯カメラ更新・増設完了
設置場所 (31・32ページ別紙参照)	台数																						
西側駐車場出入口	1台																						
ハッピー広場出入口	1台																						
南北通路 (ハッピー広場東側)	1台																						
建物前広場	1台																						
ピロティ下	2台																						
1階ロビー	1台																						
合計	7台																						
令和7年7月	契約締結																						
令和7年8月	防犯カメラ更新・増設完了																						

款別補正額	事業名	金額	計上概要												
(教育費)															
			1 社会人を対象とした奨学金返済支援助成事業 20,000千円 現行の奨学金返済支援助成制度（以下「現行制度」という。）は、在学中の高校生・大学生等を対象としており、実際に償還が開始する社会人となってからの応募ができない。また、高校生・大学生のときに応募しても、実際に助成金が支払われるのは社会人となってからである。そこで、より即時性のある就職後の経済支援と足立区への定住を促進するため、新たに社会人を対象とした制度（以下「新制度」という。）を創設する。 なお、現行制度で対象としている在学中の高校生・大学生等は、返済が始まる社会人となってからの申請が可能となるため、現行制度と社会人を対象とした返済支援制度を整理・統合する。												
			(1) 補正予算額												
			<table><tr><th>今回補正額</th><th>積算方法</th></tr><tr><td>20,000千円</td><td>助成上限額@100千円 × 200人</td></tr></table>	今回補正額	積算方法	20,000千円	助成上限額@100千円 × 200人								
今回補正額	積算方法														
20,000千円	助成上限額@100千円 × 200人														
			(2) 新制度の概要												
			ア 助成対象者 申請時に足立区に6か月以上居住しており、奨学金[※]を返済中の社会人（前年の年収が330万円以下） ※ 「足立区育英資金」、「東京都育英資金（高校分）」、「日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）」及び「日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）」等が対象												
			イ 助成上限額 「前年中に返済した額の半額（上限100千円）」を最長10年間、助成する。現行制度（高校生又は大学生対象）と同様に、一人あたり最大1,000千円を助成する。												
			ウ 募集人数 200人（募集人数を超える応募があったときは、所得額の低い者から順に候補者を決定）												
			(3) 現行制度と新制度との比較 令和7年度から、現行制度を統合のうえ、新制度を実施する。												
			<table><tr><th></th><th>現行制度</th><th>新制度</th></tr><tr><td>応募対象</td><td>対象となる奨学金を借受している（予定を含む）高校生、大学生等</td><td>対象となる奨学金を返済している社会人</td></tr><tr><td>応募定員</td><td>高校分10名、大学分70名</td><td>200名</td></tr><tr><td>助成額</td><td>奨学金の借入総額の1/2(上限100万円) ※ 高校、大学等在学中に応募し、採用候補者となっても、実際の助成は卒業後10年以内に、2年度分以上足立区に住民税を納付した後になる。</td><td>前年中に返済した額の1/2(上限10万円)×10年＝100万円</td></tr></table>		現行制度	新制度	応募対象	対象となる奨学金を借受している（予定を含む）高校生、大学生等	対象となる奨学金を返済している社会人	応募定員	高校分10名、大学分70名	200名	助成額	奨学金の借入総額の1/2(上限100万円) ※ 高校、大学等在学中に応募し、採用候補者となっても、実際の助成は卒業後10年以内に、2年度分以上足立区に住民税を納付した後になる。	前年中に返済した額の1/2(上限10万円)×10年＝100万円
	現行制度	新制度													
応募対象	対象となる奨学金を借受している（予定を含む）高校生、大学生等	対象となる奨学金を返済している社会人													
応募定員	高校分10名、大学分70名	200名													
助成額	奨学金の借入総額の1/2(上限100万円) ※ 高校、大学等在学中に応募し、採用候補者となっても、実際の助成は卒業後10年以内に、2年度分以上足立区に住民税を納付した後になる。	前年中に返済した額の1/2(上限10万円)×10年＝100万円													
	3 奨学金返済支援助成事業（社会人）	20,000													

款別補正額	事業名	金額	計上概要																				
(教育費)	(奨学金返済支援助成事業 (社会人))			現行制度								新制度											
			対象となる奨学金	①足立区育英資金 ②東京都育英資金 ③日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)								①左記と同じ ②左記と同じ ③左記と同じ ↓ 以下、新たに追加 ④日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) ⑤日本学生支援機構第一種及び第二種併用貸与 ⑥母子及び父子福祉資金(修学資金、就学支度資金) ⑦生活福祉資金貸付制度(教育支援資金) ⑧交通遺児育英会奨学金 ⑨あしなが奨学金											
			在住要件	足立区に引き続き6か月以上在住していること								左記と同じ(ただし、①足立区育英資金の借受者を除く)											
			成績要件	学業成績3.5以上								なし											
(4) 現行制度と新制度の助成例(比較)																							
			高校生				大学生				社会人												
			16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	~	33歳	~				
現行制度 (H30~募集開始)	統合	高校、大学在学中に応募し、卒業後10年以内に2年度分以上、足立区に区民税を納付したら、100万円(借入総額の半額)を助成	応募時								奨学金の返済開始	区民税を納付①	区民税を納付②	上限100万(借入総額の半額)を助成	【助成要件】 卒業後10年以内に、2年度分以上、足立区に区民税を納付								
			【応募要件】 ①足立区内に6か月以上居住(生計維持者) ②学業成績3.5以上 ③対象となる奨学金を貸与されている																				
新制度 (R7~募集開始)	新設	奨学金を返済している社会人に対して、上限10万円(前年中に返済した額の半額)を助成								奨学金の返済開始	応募時期												
										↓ 応募と同時に助成	【応募要件】 ①足立区内に6か月以上居住(本人) ②年収330万円以下 ③対象となる奨学金を返済している												
										上限10万(※)を助成①	最長10年間 ⇒ 上限10万(1年間) × 10年間 = 100万												上限10万(※)を助成②
			※前年中に返済した額の半額																				

款別補正額	事業名	金額	計上概要																
(教育費)	(奨学金返済支援助成事業 (社会人))		(5) 今後のスケジュール (予定) <table><tr><td>令和7年 7月</td><td>条例改正 (奨学金返済支援助成の文言を削除) (以下、条例及び予算が可決された場合)</td></tr><tr><td>令和7年7～8月</td><td>新制度実施のための要綱を制定</td></tr><tr><td>令和7年9～10月</td><td>募集開始 (新制度)</td></tr><tr><td>令和7年12月</td><td>採用候補者の決定</td></tr><tr><td>令和8年 2月</td><td>助成開始</td></tr></table>	令和7年 7月	条例改正 (奨学金返済支援助成の文言を削除) (以下、条例及び予算が可決された場合)	令和7年7～8月	新制度実施のための要綱を制定	令和7年9～10月	募集開始 (新制度)	令和7年12月	採用候補者の決定	令和8年 2月	助成開始						
	令和7年 7月	条例改正 (奨学金返済支援助成の文言を削除) (以下、条例及び予算が可決された場合)																	
令和7年7～8月	新制度実施のための要綱を制定																		
令和7年9～10月	募集開始 (新制度)																		
令和7年12月	採用候補者の決定																		
令和8年 2月	助成開始																		
	4 パラスポーツ推進事業	15,809	1 デフリンピック機運醸成・会場周辺啓発装飾事業 15,809千円 日本初開催となる当大会の認知度をさらに高め、会場区として大会を成功させるため、会場周辺の啓発装飾を実施する。あわせて、デフアスリートによる小中学生への出前教室の実施や、イベント等における啓発用ノベルティグッズの配布により、機運醸成を図る。都からは補助金やノベルティグッズの提供を受けるなど、協力し事業を実施する。 (1) 補正予算額 <table><tr><th>内容</th><th>金額</th></tr><tr><td>(ア) 会場周辺啓発装飾物の作成・設置・撤去</td><td>7,160千円</td></tr><tr><td>(イ) 綾瀬駅広告掲載</td><td>449千円</td></tr><tr><td>(ウ) デフリンピック出前教室委託</td><td>4,000千円</td></tr><tr><td>(エ) 啓発用ノベルティグッズ</td><td>1,200千円</td></tr><tr><td>(オ) 観戦者用ノベルティグッズ</td><td>2,400千円</td></tr><tr><td>(カ) 選手用大会記念品</td><td>600千円</td></tr><tr><td>合計 (補正額)</td><td>15,809千円</td></tr></table>	内容	金額	(ア) 会場周辺啓発装飾物の作成・設置・撤去	7,160千円	(イ) 綾瀬駅広告掲載	449千円	(ウ) デフリンピック出前教室委託	4,000千円	(エ) 啓発用ノベルティグッズ	1,200千円	(オ) 観戦者用ノベルティグッズ	2,400千円	(カ) 選手用大会記念品	600千円	合計 (補正額)	15,809千円
内容	金額																		
(ア) 会場周辺啓発装飾物の作成・設置・撤去	7,160千円																		
(イ) 綾瀬駅広告掲載	449千円																		
(ウ) デフリンピック出前教室委託	4,000千円																		
(エ) 啓発用ノベルティグッズ	1,200千円																		
(オ) 観戦者用ノベルティグッズ	2,400千円																		
(カ) 選手用大会記念品	600千円																		
合計 (補正額)	15,809千円																		

款別補正額	事業名	金額	計上概要								
(教育費)	(パラスポーツ推進事業)		ア 実施内容 (ア) 会場周辺啓発装飾物の作成・設置・撤去 ① 綾瀬地区商店街掲示用フラッグ 6,000千円 (30,000円×200本) ② 懸垂幕・横断幕 960千円 (60,000円× 16本) ※ 千住エリア2本、本庁舎2本、綾瀬エリア5本、小中学校7本の設置を想定 ③ 大型看板(縦1.8m×横8m) 200千円 (100,000円× 2本) ※ 東綾瀬公園ハト広場入口への設置を想定 (イ) 綾瀬駅広告掲載 37,400円×4週間×3スペース (ウ) デフリンピック出前教室委託 400,000円×2コマ×5校 区内小中学生に対して、デフリンピックを通じた聴覚障害の理解促進を図るため、デフアスリートによる出前教室を実施。 (エ) 啓発用ノベルティグッズ 100円×3,000個×4種類 大会エンブレムを印刷したグッズ(文房具、うちわ等)を作成し、区民まつり、スポーツカーニバル等のイベントで配布する。 (オ) 観戦者用ノベルティグッズ 400円×地元割当席500個×午前・午後×6日 大会観戦者に一体感をもって応援してもらい、デフリンピックが記憶に残るようなグッズ(手ぬぐい、タオル等)を作成し配布する。 (カ) 選手用大会記念品 2,000円×300個 会場区として東京武道館出場選手におもてなしの気持ちを伝えるため、オリジナルの記念品を贈呈する。 (2) 大会概要 ア 開催日程 令和7年11月15日から令和7年11月26日まで(12日間) イ 参加国 70から80か国・地域 ウ 競技数 21競技 エ 参加者数 約6,000人 ※ 選手：約3,000人、審判スタッフ等：約3,000人 オ 区内実施競技 <table><tr><th>競技名</th><th>日程</th><th>場所</th></tr><tr><td>柔道</td><td>令和7年11月16日から令和7年11月18日まで(3日間)</td><td rowspan="2">東京武道館</td></tr><tr><td>空手</td><td>令和7年11月23日から令和7年11月25日まで(3日間)</td></tr></table> ※ 前回大会の出場選手数は柔道147名、空手118名。	競技名	日程	場所	柔道	令和7年11月16日から令和7年11月18日まで(3日間)	東京武道館	空手	令和7年11月23日から令和7年11月25日まで(3日間)
競技名	日程	場所									
柔道	令和7年11月16日から令和7年11月18日まで(3日間)	東京武道館									
空手	令和7年11月23日から令和7年11月25日まで(3日間)										

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																																																																																																																															
(教育費)			1 私立幼稚園 満3歳児（保育園でいう2歳児クラス）第1子の預かり保育助成金の拡充 5,792千円 東京都は、年齢や所得にかかわらず第1子の保育料等を令和7年9月から無償化する方針を示した。 都の方針に基づき、幼稚園の満3歳児（保育園でいう2歳児クラス）課税世帯第1子の預かり保育料を 月額16,300円（8月は24,000円）を上限に助成の対象とし、必要となる経費を補正計上する。 (1) 預かり保育助成金拡充（第1子無償化）の概要 <table><tr><td></td><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td rowspan="3">第1子</td><td>2歳（課税世帯）</td><td>助成なし</td><td rowspan="3">助成あり</td></tr><tr><td>2歳（非課税世帯）</td><td rowspan="2">助成あり</td></tr><tr><td>3歳以上</td></tr><tr><td>第2子以降</td><td>全年齢</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 補正予算額 <table><tr><th rowspan="3">No.</th><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">款</th><th colspan="4">歳入</th><th colspan="2">歳出</th></tr><tr><th colspan="2">保育料</th><th colspan="2">都補助金</th><th rowspan="2">補正有無</th><th rowspan="2">補正額</th></tr><tr><th>補正有無</th><th>補正額</th><th>補正有無</th><th>補正額</th></tr><tr><td>1</td><td>区立認可保育園</td><td rowspan="10">民生費</td><td>○</td><td>△97,634</td><td>○</td><td>93,845</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td>区立認定こども園（長時間利用）</td><td>○</td><td>△4,167</td><td>○</td><td>3,258</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>私立保育園</td><td>○</td><td>△353,470</td><td>○</td><td>642,658</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>4</td><td>区立認可外保育施設</td><td>○</td><td>△2,217</td><td>○</td><td>1,820</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>私立認定こども園（長時間利用）</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>2,735</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td>6</td><td>小規模保育</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>65,436</td><td>○</td><td>18,984</td></tr><tr><td>7</td><td>保育ママ</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>29,304</td><td>○</td><td>8,919</td></tr><tr><td>8</td><td>認証保育所</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>166,569</td><td>○</td><td>174,145</td></tr><tr><td>9</td><td>私立認可外保育施設</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>97,678</td><td>○</td><td>125,643</td></tr><tr><td>10</td><td>ベビーシッター</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>1,386</td><td>○</td><td>1,386</td></tr><tr><td>11</td><td>私立幼稚園（預かり保育）</td><td rowspan="2">教育費</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>2,918</td><td>○</td><td>5,792</td></tr><tr><td>12</td><td>未通園（多様な他者との関わりの機会の創出事業）</td><td>×</td><td>—</td><td>○</td><td>30,800</td><td>×</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td colspan="2">△457,488</td><td colspan="2">1,138,407</td><td colspan="2">334,869</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">680,919</td><td colspan="2">334,869</td></tr><tr><td colspan="3">差引（歳入－歳出）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">346,050</td></tr></table>			変更前	変更後	第1子	2歳（課税世帯）	助成なし	助成あり	2歳（非課税世帯）	助成あり	3歳以上	第2子以降	全年齢			No.	施設	款	歳入				歳出		保育料		都補助金		補正有無	補正額	補正有無	補正額	補正有無	補正額	1	区立認可保育園	民生費	○	△97,634	○	93,845	×	—	2	区立認定こども園（長時間利用）	○	△4,167	○	3,258	×	—	3	私立保育園	○	△353,470	○	642,658	×	—	4	区立認可外保育施設	○	△2,217	○	1,820	×	—	5	私立認定こども園（長時間利用）	×	—	○	2,735	×	—	6	小規模保育	×	—	○	65,436	○	18,984	7	保育ママ	×	—	○	29,304	○	8,919	8	認証保育所	×	—	○	166,569	○	174,145	9	私立認可外保育施設	×	—	○	97,678	○	125,643	10	ベビーシッター	×	—	○	1,386	○	1,386	11	私立幼稚園（預かり保育）	教育費	×	—	○	2,918	○	5,792	12	未通園（多様な他者との関わりの機会の創出事業）	×	—	○	30,800	×	—	小計			△457,488		1,138,407		334,869		合計					680,919		334,869		差引（歳入－歳出）							346,050	
		変更前	変更後																																																																																																																																																															
第1子	2歳（課税世帯）	助成なし	助成あり																																																																																																																																																															
	2歳（非課税世帯）	助成あり																																																																																																																																																																
	3歳以上																																																																																																																																																																	
第2子以降	全年齢																																																																																																																																																																	
No.	施設	款	歳入				歳出																																																																																																																																																											
			保育料		都補助金		補正有無	補正額																																																																																																																																																										
			補正有無	補正額	補正有無	補正額																																																																																																																																																												
1	区立認可保育園	民生費	○	△97,634	○	93,845	×	—																																																																																																																																																										
2	区立認定こども園（長時間利用）		○	△4,167	○	3,258	×	—																																																																																																																																																										
3	私立保育園		○	△353,470	○	642,658	×	—																																																																																																																																																										
4	区立認可外保育施設		○	△2,217	○	1,820	×	—																																																																																																																																																										
5	私立認定こども園（長時間利用）		×	—	○	2,735	×	—																																																																																																																																																										
6	小規模保育		×	—	○	65,436	○	18,984																																																																																																																																																										
7	保育ママ		×	—	○	29,304	○	8,919																																																																																																																																																										
8	認証保育所		×	—	○	166,569	○	174,145																																																																																																																																																										
9	私立認可外保育施設		×	—	○	97,678	○	125,643																																																																																																																																																										
10	ベビーシッター		×	—	○	1,386	○	1,386																																																																																																																																																										
11	私立幼稚園（預かり保育）	教育費	×	—	○	2,918	○	5,792																																																																																																																																																										
12	未通園（多様な他者との関わりの機会の創出事業）		×	—	○	30,800	×	—																																																																																																																																																										
小計			△457,488		1,138,407		334,869																																																																																																																																																											
合計					680,919		334,869																																																																																																																																																											
差引（歳入－歳出）							346,050																																																																																																																																																											
	5 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業 幼稚園地域子ども・子育て支援事業	5,792																																																																																																																																																																

款別補正額	事業名	金額	計上概要								
(教育費)											
			1 梅田八丁目複合施設設計業務委託 15,440千円 本複合施設については、基本計画の策定後、先進事例視察や、プロポーザルにて選定した設計委託事業者との協議を踏まえて、「さまざまな人や活動がつながる交流の場」として整備することとした。これは当初の契約の仕様でない内容であり、設計事業者は3か月程度の業務量の増が必要となった。また、当該仕様変更に伴い、複合施設の1階に大空間の「交流ひろば」を設けるため、設計事業者からの提案により建物の一部が特殊な構造となり、建築確認の本申請前に確認機関に事前審査する必要がある生じた。よって、3か月分の諸経費と事前審査手数料について増額補正を行い、契約内容を変更する。								
			(1) 補正予算額								
			<table><tr><th>内容</th><th>金額</th></tr><tr><td>追加諸経費（3か月分）</td><td>13,940千円</td></tr><tr><td>事前審査手数料</td><td>1,500千円</td></tr><tr><td>合計（補正額）</td><td>15,440千円</td></tr></table>	内容	金額	追加諸経費（3か月分）	13,940千円	事前審査手数料	1,500千円	合計（補正額）	15,440千円
内容	金額										
追加諸経費（3か月分）	13,940千円										
事前審査手数料	1,500千円										
合計（補正額）	15,440千円										
			(2) 追加業務内容								
			ア 基本計画からの変更								
			(ア) 3階建から子育てサロン、NPO活動支援センター、公園等と一体的な活用がしやすい2階建に変更した。								
			(イ) さまざまな人や活動の連携を促進するため、極力、壁や仕切りを設けない造りとした。								
			(ウ) NPOセンターは、活動の「見える化」を図るため、オープンなスペースでの運営を可能とする造りとした。								
			(エ) 複合施設のコンセプトを示す象徴的な空間として「交流ひろば」を新たに設けた。								
			イ 追加機能の検討								
			(ア) 避難所機能の検討								
			水害時は緊急避難建物、震災時は亀田小学校と連携した一次避難所機能を持たせることとし、新たに備蓄倉庫の整備を追加した。								
			(イ) 閉架書庫の設置								
			「思いがけない本との出会い」を創出するため、児童書は極力表紙を見せて陳列することとしたため、開架に置く冊数が減ることとなり、閉架書庫が追加で必要となった。								
			(3) 追加諸経費（3か月分） 13,940千円								
			ア 積算方法 12,672千円（諸経費）×1.1（消費税）								
			イ 算出根拠 業務報酬基準（国土交通省告示第8号）により算出								
			(ア) 諸経費[※1]（直接人件費の1.1倍）								
			11,520千円×1.1＝12,672千円								
			※1 諸経費に含まれる主な経費								
			交通費、光熱水費、通信費、備品・消耗品費、賃借料、各種保険料								
	6 図書館の大規模改修・開設事業	△3,620									

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																			
(教育費)	(図書館の大規模改修・開設事業)		(イ) 直接人件費 (稼働日数×延長月数×人件費×人数) 20日 (週5日×4週) ×3か月×38,400円[※2]×5人[※3]=11,520千円 ※2 業務報酬基準 (国土交通省告示第8号) により算出 ※3 委託事業者メイン担当2名に加え、それぞれの検討項目ごとの担当技術者による積み上げで1日平均5人以上であることを確認 (事業者と現場台帳の確認に基づき作成)。 (4) 梅田八丁目複合施設整備事業の実施スケジュール (予定) <table><tr><th>内容</th><th>当初予定</th><th>変更後</th></tr><tr><td>設計業務</td><td>令和6年1月～令和7年8月</td><td>令和6年1月～令和8年3月</td></tr><tr><td>工事業務</td><td>令和8年1月～令和9年9月</td><td>令和8年7月～令和10年3月</td></tr><tr><td>工事監理業務</td><td>令和8年1月～令和9年9月</td><td>令和8年7月～令和10年3月</td></tr><tr><td>複合施設開設</td><td>令和10年1月</td><td>令和10年度中</td></tr></table> (5) 事前審査手数料 1,500千円 ア 算出根拠 一般財団法人日本建築センターが定める金額を基に算出 イ 追加計上理由 学校のような等間隔で柱がある建物であれば、区内部でのチェックが可能だが、本複合施設は建物の一部が特殊な構造となっている。そのため、構造等に問題が無いか、確認機関による事前審査を実施する必要がある。 2 中央図書館リニューアル設計業務委託 △19,060千円 デザインや機能性の調和を図り、一体的なリニューアルを実施するために、当初予定していた委託業務の範囲 (基本構想・基本計画の策定、図書館1階の基本設計) を拡大し、図書館1階の実施設計及び外構の設計 (池の撤去、駐輪場の整備等) を追加する。これに伴い、委託期間を令和9年度まで延伸するため、新たに債務負担行為を設定する。また、事業費総額は10,000千円の増となるが、令和7年度については前払金のみの支払いとなることから、減額補正を行う。 (1) 補正予算額 <table><tr><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>事業費総額</th></tr><tr><td>当初</td><td>31,460千円 [※1]</td><td></td><td></td><td>31,460千円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>12,400千円 [※2]</td><td>0円</td><td>29,060千円 [※3]</td><td>41,460千円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△19,060千円 (今回補正額)</td><td>0円</td><td>29,060千円</td><td>10,000千円</td></tr></table> ※1 当初は令和7年度で完了予定 ※2 令和7年度は前払金として契約金額の上限30%を支出 ※3 本業務終了後、契約金額の残額を支出	内容	当初予定	変更後	設計業務	令和6年1月～令和7年8月	令和6年1月～令和8年3月	工事業務	令和8年1月～令和9年9月	令和8年7月～令和10年3月	工事監理業務	令和8年1月～令和9年9月	令和8年7月～令和10年3月	複合施設開設	令和10年1月	令和10年度中		令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費総額	当初	31,460千円 [※1]			31,460千円	変更後	12,400千円 [※2]	0円	29,060千円 [※3]	41,460千円	増減額	△19,060千円 (今回補正額)	0円	29,060千円	10,000千円
内容	当初予定	変更後																																				
設計業務	令和6年1月～令和7年8月	令和6年1月～令和8年3月																																				
工事業務	令和8年1月～令和9年9月	令和8年7月～令和10年3月																																				
工事監理業務	令和8年1月～令和9年9月	令和8年7月～令和10年3月																																				
複合施設開設	令和10年1月	令和10年度中																																				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費総額																																		
当初	31,460千円 [※1]			31,460千円																																		
変更後	12,400千円 [※2]	0円	29,060千円 [※3]	41,460千円																																		
増減額	△19,060千円 (今回補正額)	0円	29,060千円	10,000千円																																		

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																																																	
(教育費)	(図書館の大規模改修・開設事業)		(2) 委託業務の内容及び変更点 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">変更前</th><th colspan="4">変更後 [●: 今回追加分]</th></tr><tr><th>外構 (駐輪場、池等)</th><th>1階</th><th>2階</th><th>3階</th><th>外構 (駐輪場、池等)</th><th>1階</th><th>2階</th><th>3階</th></tr><tr><td rowspan="4">委託内容</td><td>基本構想</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>基本計画</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>基本設計</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>●</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●[※]</td><td>●</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">契約期間</td><td colspan="4">令和7年7月～令和8年2月</td><td colspan="4">令和7年11月～令和9年6月 (予定)</td></tr></table> ※ 外構の実施設計は令和7年度当初予算にて施設営繕事業で計上 (4,558千円) していたが、本事業で新たに計上するため、施設営繕事業の予算は今回減額補正する。			変更前				変更後 [●: 今回追加分]				外構 (駐輪場、池等)	1階	2階	3階	外構 (駐輪場、池等)	1階	2階	3階	委託内容	基本構想		○	○	○	●	○	○	○	基本計画		○	○	○	●	○	○	○	基本設計		○			●	○			実施設計					●[※]	●			契約期間		令和7年7月～令和8年2月				令和7年11月～令和9年6月 (予定)			
			変更前				変更後 [●: 今回追加分]																																																													
外構 (駐輪場、池等)			1階	2階	3階	外構 (駐輪場、池等)	1階	2階	3階																																																											
委託内容	基本構想		○	○	○	●	○	○	○																																																											
	基本計画		○	○	○	●	○	○	○																																																											
	基本設計		○			●	○																																																													
	実施設計					●[※]	●																																																													
契約期間		令和7年7月～令和8年2月				令和7年11月～令和9年6月 (予定)																																																														
7	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業 中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	△294,448	小・中学校教育費の負担軽減策（補助教材費、修学旅行費・自然教室費、入学準備金の支給）の実施に伴い、当該負担軽減策から支出される部分は、就学援助から支出する必要がなくなるため、就学援助費を減額補正する。 1 小・中学校就学援助費の減額 △294,448千円 (1) 補正予算額 <table><tr><th></th><th>当初予算額 (教育費負担軽減策対象分)</th><th>決算見込額</th><th>補正額</th></tr><tr><td>小学校</td><td>(①+③+⑥) 160,763千円</td><td>0千円</td><td>△160,763千円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>(②+④+⑤) 133,685千円</td><td>0千円</td><td>△133,685千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>294,448千円</td><td>0千円</td><td>△294,448千円</td></tr></table> (内訳) ア 学用品費・通学用品費 <table><tr><th>支出費目</th><th>学年</th><th>認定予定者数 (準要保護) (A)</th><th>負担軽減策 補助額 (B)</th><th>合計 (A×B)</th></tr><tr><td rowspan="10">学用品費 通学用品費</td><td rowspan="4">小</td><td>1・2年生</td><td>2,107人</td><td>単価 8,000円</td><td>16,856千円</td></tr><tr><td>3・4年生</td><td>2,205人</td><td>単価 9,000円</td><td>19,845千円</td></tr><tr><td>5・6年生</td><td>2,304人</td><td>単価11,000円</td><td>25,344千円</td></tr><tr><td colspan="3">小学校計①</td><td>62,045千円</td></tr><tr><td rowspan="4">中</td><td>1年生</td><td>1,277人</td><td>単価14,000円</td><td>17,878千円</td></tr><tr><td>2年生</td><td>1,284人</td><td>単価 9,000円</td><td>11,556千円</td></tr><tr><td>3年生</td><td>1,278人</td><td>単価11,000円</td><td>14,058千円</td></tr><tr><td colspan="3">中学校計②</td><td>43,492千円</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>105,537千円</td></tr></table>		当初予算額 (教育費負担軽減策対象分)	決算見込額	補正額	小学校	(①+③+⑥) 160,763千円	0千円	△160,763千円	中学校	(②+④+⑤) 133,685千円	0千円	△133,685千円	合計	294,448千円	0千円	△294,448千円	支出費目	学年	認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)	学用品費 通学用品費	小	1・2年生	2,107人	単価 8,000円	16,856千円	3・4年生	2,205人	単価 9,000円	19,845千円	5・6年生	2,304人	単価11,000円	25,344千円	小学校計①			62,045千円	中	1年生	1,277人	単価14,000円	17,878千円	2年生	1,284人	単価 9,000円	11,556千円	3年生	1,278人	単価11,000円	14,058千円	中学校計②			43,492千円	合計			105,537千円					
	当初予算額 (教育費負担軽減策対象分)	決算見込額	補正額																																																																	
小学校	(①+③+⑥) 160,763千円	0千円	△160,763千円																																																																	
中学校	(②+④+⑤) 133,685千円	0千円	△133,685千円																																																																	
合計	294,448千円	0千円	△294,448千円																																																																	
支出費目	学年	認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)																																																																
学用品費 通学用品費	小	1・2年生	2,107人	単価 8,000円	16,856千円																																																															
		3・4年生	2,205人	単価 9,000円	19,845千円																																																															
		5・6年生	2,304人	単価11,000円	25,344千円																																																															
		小学校計①			62,045千円																																																															
	中	1年生	1,277人	単価14,000円	17,878千円																																																															
		2年生	1,284人	単価 9,000円	11,556千円																																																															
		3年生	1,278人	単価11,000円	14,058千円																																																															
		中学校計②			43,492千円																																																															
	合計			105,537千円																																																																

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																								
(教育費)	(小学校要保護・準要保護 児童就学援助事業 中学校要保護・準要保護 生徒就学援助事業)		イ 自然教室費																																								
			<table><tr><th>支出費目</th><th colspan="2">学年</th><th>認定予定者数 (準要保護) (A)</th><th>負担軽減策 補助額 (B)</th><th>合計 (A×B)</th></tr><tr><td rowspan="3">自然教室費</td><td rowspan="2">小</td><td>5年生</td><td>1,148人</td><td>単価4,040円</td><td>4,638千円</td></tr><tr><td>6年生</td><td>1,156人</td><td>単価3,460円</td><td>4,000千円</td></tr><tr><td colspan="4">小学校計③</td><td>8,638千円</td></tr><tr><td rowspan="2">中</td><td>1年生</td><td>1,277人</td><td>単価3,960円</td><td>5,057千円</td></tr><tr><td colspan="4">中学校計④</td><td>5,057千円</td></tr><tr><td colspan="4">合計</td><td>13,695千円</td></tr></table>					支出費目	学年		認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)	自然教室費	小	5年生	1,148人	単価4,040円	4,638千円	6年生	1,156人	単価3,460円	4,000千円	小学校計③				8,638千円	中	1年生	1,277人	単価3,960円	5,057千円	中学校計④				5,057千円	合計				13,695千円
			支出費目	学年		認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)																																			
			自然教室費	小	5年生	1,148人	単価4,040円	4,638千円																																			
					6年生	1,156人	単価3,460円	4,000千円																																			
				小学校計③				8,638千円																																			
			中	1年生	1,277人	単価3,960円	5,057千円																																				
				中学校計④				5,057千円																																			
			合計				13,695千円																																				
			ウ 修学旅行費																																								
			<table><tr><th>支出費目</th><th colspan="2">学年</th><th>認定予定者数 (準要保護) (A)</th><th>負担軽減策 補助額 (B)</th><th>合計 (A×B)</th></tr><tr><td rowspan="2">修学旅行費</td><td rowspan="2">中</td><td>3年生</td><td>1,158人</td><td>単価73,520円</td><td>85,136千円</td></tr><tr><td colspan="4">中学校計⑤</td><td>85,136千円</td></tr></table>					支出費目	学年		認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)	修学旅行費	中	3年生	1,158人	単価73,520円	85,136千円	中学校計⑤				85,136千円																			
			支出費目	学年		認定予定者数 (準要保護) (A)	負担軽減策 補助額 (B)	合計 (A×B)																																			
			修学旅行費	中	3年生	1,158人	単価73,520円	85,136千円																																			
					中学校計⑤				85,136千円																																		
			エ 入学準備金																																								
			<table><tr><th>支出費目</th><th colspan="2">学年</th><th>準要保護児童の うち入学準備金 受給見込数 (A)</th><th>入学準備金により 不用となる額 (B)</th><th>合計 (A×B)</th></tr><tr><td rowspan="3">入学準備金</td><td rowspan="3">小</td><td>新1年生</td><td>744人</td><td>単価57,060円</td><td>42,452千円</td></tr><tr><td>6年生 (新中学1年生)</td><td>756人</td><td>単価63,000円</td><td>47,628千円</td></tr><tr><td colspan="4">小学校計⑥</td><td>90,080千円</td></tr></table>					支出費目	学年		準要保護児童の うち入学準備金 受給見込数 (A)	入学準備金により 不用となる額 (B)	合計 (A×B)	入学準備金	小	新1年生	744人	単価57,060円	42,452千円	6年生 (新中学1年生)	756人	単価63,000円	47,628千円	小学校計⑥				90,080千円															
			支出費目	学年		準要保護児童の うち入学準備金 受給見込数 (A)	入学準備金により 不用となる額 (B)	合計 (A×B)																																			
			入学準備金	小	新1年生	744人	単価57,060円	42,452千円																																			
					6年生 (新中学1年生)	756人	単価63,000円	47,628千円																																			
					小学校計⑥				90,080千円																																		

款別補正額	事業名	金額	計上概要																																	
(教育費)	8 小学校施設の保全事業	△440,000	1 浏江小学校全体保全工事設計時期変更に伴う工事費の減 △440,000千円 令和6年度の設計委託（契約金額：19,140千円（税込））が受託者の申し出により契約解除となったことから、令和7年度の工事が着手不可となった。このため、令和7年度に実施予定であった工事のうち、早急に対応すべき体育館照明（LED化）改修工事の費用（40,000千円）を除き、減額補正する。																																	
(1) 補正予算額																																				
<table><tr><th>当初予算額</th><th>決算見込額</th><th>補正額</th></tr><tr><td>480,000 千円</td><td>40,000 千円</td><td>△440,000 千円</td></tr></table>			当初予算額	決算見込額	補正額	480,000 千円	40,000 千円	△440,000 千円																												
当初予算額			決算見込額	補正額																																
480,000 千円			40,000 千円	△440,000 千円																																
(2) 契約解除に至った経緯及び対応 委託契約約款に基づき、受託者より契約解除の申し出があったため、違約金を請求するとともに、指名停止処分を行うこととした。なお、経緯の詳細は以下のとおり。																																				
<table><tr><th>日付</th><th>概要</th><th>具体的な内容</th></tr><tr><td>R6. 7. 19</td><td>委託契約締結（～R7. 3. 3）</td><td></td></tr><tr><td>R6. 12. 3</td><td>業務指示書</td><td>成果物を期日内に提出するよう指示。</td></tr><tr><td>R7. 2. 7</td><td>業務改善指示書（1回目）</td><td>業務指示書の期日内に成果物が提出されないため、新たに期日を設定し、成果物を提出するよう指示。</td></tr><tr><td>R7. 2. 26</td><td>業務改善指示書（2回目）</td><td>業務改善指示書による期日にも成果物が提出されないため、再度成果物の提出を指示。</td></tr><tr><td>R7. 3. 3</td><td>契約解除</td><td>受託者からの契約解除申出書の提出に基づき、委託契約約款により契約解除。</td></tr><tr><td>R7. 3. 18</td><td>委託契約約款による協議（1回目）</td><td>委託契約約款による履行部分の協議。</td></tr><tr><td>R7. 4. 15</td><td>委託契約約款による協議（2回目）</td><td>委託契約約款による履行部分の協議。受託者来庁せず、担当者に連絡もつかない。</td></tr><tr><td>R7. 5. 1</td><td>違約金請求通知</td><td>委託契約約款により違約金（10％）1,914千円を請求。支払期限R7. 5. 15</td></tr><tr><td>R7. 5. 16</td><td>指名停止通知</td><td>3か月の指名停止（R7. 5. 16～R7. 8. 15）を通知。</td></tr><tr><td>R7. 6. 4</td><td>督促状を送付</td><td>今後も未納が続く場合は、特別収納対策課等と協議の上、対応していく。</td></tr></table>			日付	概要	具体的な内容	R6. 7. 19	委託契約締結（～R7. 3. 3）		R6. 12. 3	業務指示書	成果物を期日内に提出するよう指示。	R7. 2. 7	業務改善指示書（1回目）	業務指示書の期日内に成果物が提出されないため、新たに期日を設定し、成果物を提出するよう指示。	R7. 2. 26	業務改善指示書（2回目）	業務改善指示書による期日にも成果物が提出されないため、再度成果物の提出を指示。	R7. 3. 3	契約解除	受託者からの契約解除申出書の提出に基づき、委託契約約款により契約解除。	R7. 3. 18	委託契約約款による協議（1回目）	委託契約約款による履行部分の協議。	R7. 4. 15	委託契約約款による協議（2回目）	委託契約約款による履行部分の協議。受託者来庁せず、担当者に連絡もつかない。	R7. 5. 1	違約金請求通知	委託契約約款により違約金（10％）1,914千円を請求。支払期限R7. 5. 15	R7. 5. 16	指名停止通知	3か月の指名停止（R7. 5. 16～R7. 8. 15）を通知。	R7. 6. 4	督促状を送付	今後も未納が続く場合は、特別収納対策課等と協議の上、対応していく。	
日付			概要	具体的な内容																																
R6. 7. 19			委託契約締結（～R7. 3. 3）																																	
R6. 12. 3			業務指示書	成果物を期日内に提出するよう指示。																																
R7. 2. 7	業務改善指示書（1回目）	業務指示書の期日内に成果物が提出されないため、新たに期日を設定し、成果物を提出するよう指示。																																		
R7. 2. 26	業務改善指示書（2回目）	業務改善指示書による期日にも成果物が提出されないため、再度成果物の提出を指示。																																		
R7. 3. 3	契約解除	受託者からの契約解除申出書の提出に基づき、委託契約約款により契約解除。																																		
R7. 3. 18	委託契約約款による協議（1回目）	委託契約約款による履行部分の協議。																																		
R7. 4. 15	委託契約約款による協議（2回目）	委託契約約款による履行部分の協議。受託者来庁せず、担当者に連絡もつかない。																																		
R7. 5. 1	違約金請求通知	委託契約約款により違約金（10％）1,914千円を請求。支払期限R7. 5. 15																																		
R7. 5. 16	指名停止通知	3か月の指名停止（R7. 5. 16～R7. 8. 15）を通知。																																		
R7. 6. 4	督促状を送付	今後も未納が続く場合は、特別収納対策課等と協議の上、対応していく。																																		

令和7年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 主要事業概要

(単位:千円)

補正額計	事業名	金額	計上概要																
99,986			1 標準準拠システム切り替えに伴うツール改修及びユーザー検証等委託 99,986千円 国民健康保険システムについて、令和8年1月の標準準拠システムへの切り替えにあたり、切り替え後も正確かつ迅速に業務を行えるように、ツール改修及びユーザー検証業務等を委託する。 (1) 委託内容 ア ツール改修（SQL〈データを抽出するツール〉、データ処理ツール等） システムで保持しているデータの抽出・加工・集計等に使用しているツールが、標準準拠システムへの切り替え後も正常に動作するよう改修を実施（使用中のツール総数：700程度） イ ユーザー検証 （ア）開発した標準準拠システムで実際の業務に沿った操作を行い、切り替え後の業務が問題なく行えるかを検証 （イ）アで改修したツールについての動作検証 （ウ）標準準拠システムへの切り替えに伴う業務の変更等について、内容を精査しながら業務設計を行い、業務フロー図・業務マニュアルを更新 (2) 補正予算額 <table><tr><th>業務</th><th>作業内容・内訳</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="6">①資格賦課 ②給付 ③収納管理 ④滞納整理 ⑤保健事業</td><td>1 プロジェクト管理 (1) プロジェクト管理費 全体の進捗管理、品質管理</td><td>11,511千円</td></tr><tr><td>2 ツール改修 (1) ツール改修 作業期間7ヶ月、月3～6人、延べ30人月 (対象ツール数：既存分約700＋新規分約60＝約760)</td><td>34,872千円</td></tr><tr><td>3 ユーザー検証 (1) 新システム分析作業及び検証項目作成 作業期間2ヶ月、月4～6人、延べ10人月</td><td>9,009千円</td></tr><tr><td>(2) ユーザー検証 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (新システムの約540画面を展開し、運用検証を実施)</td><td>21,461千円</td></tr><tr><td>(3) 業務設計及び業務フロー・マニュアル更新 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (対象の業務フロー・マニュアル数：約1,020)</td><td>23,133千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>99,986千円</td></tr></table>	業務	作業内容・内訳	金額	①資格賦課 ②給付 ③収納管理 ④滞納整理 ⑤保健事業	1 プロジェクト管理 (1) プロジェクト管理費 全体の進捗管理、品質管理	11,511千円	2 ツール改修 (1) ツール改修 作業期間7ヶ月、月3～6人、延べ30人月 (対象ツール数：既存分約700＋新規分約60＝約760)	34,872千円	3 ユーザー検証 (1) 新システム分析作業及び検証項目作成 作業期間2ヶ月、月4～6人、延べ10人月	9,009千円	(2) ユーザー検証 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (新システムの約540画面を展開し、運用検証を実施)	21,461千円	(3) 業務設計及び業務フロー・マニュアル更新 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (対象の業務フロー・マニュアル数：約1,020)	23,133千円	合計	99,986千円
業務	作業内容・内訳	金額																	
①資格賦課 ②給付 ③収納管理 ④滞納整理 ⑤保健事業	1 プロジェクト管理 (1) プロジェクト管理費 全体の進捗管理、品質管理	11,511千円																	
	2 ツール改修 (1) ツール改修 作業期間7ヶ月、月3～6人、延べ30人月 (対象ツール数：既存分約700＋新規分約60＝約760)	34,872千円																	
	3 ユーザー検証 (1) 新システム分析作業及び検証項目作成 作業期間2ヶ月、月4～6人、延べ10人月	9,009千円																	
	(2) ユーザー検証 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (新システムの約540画面を展開し、運用検証を実施)	21,461千円																	
	(3) 業務設計及び業務フロー・マニュアル更新 作業期間7ヶ月、月3～5人、延べ26人月 (対象の業務フロー・マニュアル数：約1,020)	23,133千円																	
	合計	99,986千円																	
	1 国民健康保険一般事務	99,986																	

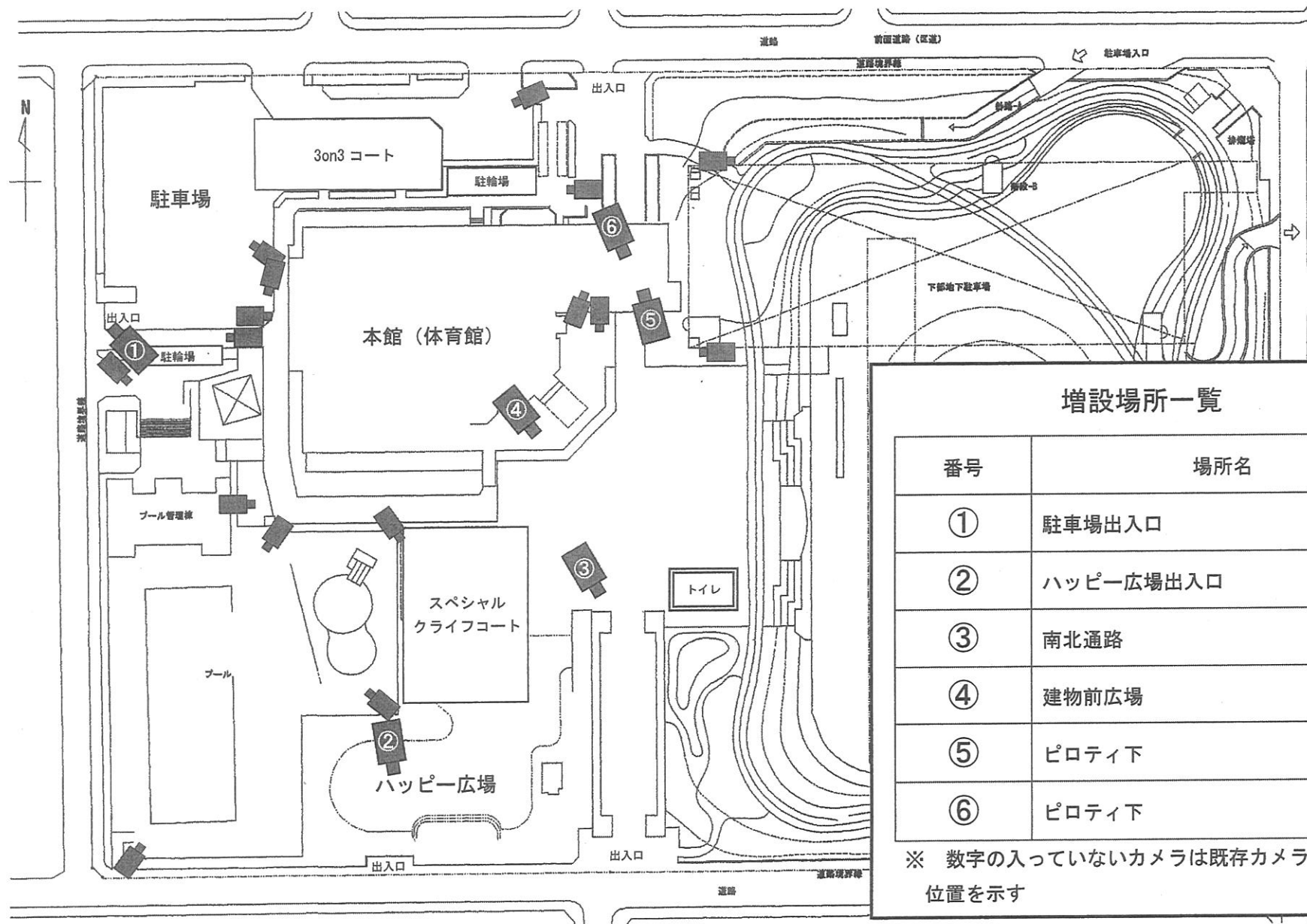
令和7年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)主要事業概要

(単位:千円)

補正額計	事業名	金額	計上概要																																																																																										
16,009			1 被保険者証廃止に伴う資格確認書交付に係る郵送料 16,009千円 (1) 後期高齢者医療に係る被保険者証廃止に伴う資格確認書の取扱いの経緯 ア 令和6年12月2日に被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を保有していない被保険者には「資格確認書」、マイナ保険証を保有している被保険者には「資格情報のお知らせ」を交付する仕組みとなった。ただし、令和7年7月末までは国の暫定運用として、新規加入者等にマイナ保険証の保有状況に関わらず、資格確認書を交付している。 イ 令和7年4月3日付の国からの通知により、後期高齢者のマイナ保険証利用率が低いことから、資格確認書の交付に関する暫定運用を令和8年7月末まで継続することとなった。 ウ 暫定運用の継続に伴い、今後もマイナ保険証の保有状況に関わらず、全被保険者に「資格確認書」を交付し、「資格情報のお知らせ」については交付する必要がなくなった。 エ そのため、当初予算で予定した「資格情報のお知らせ」の通数分の普通郵便経費を減額し、一方で同通数分の「資格確認書」の交付が増えるため、簡易書留経費を増額する。 ※「資格確認書」：簡易書留で送付 「資格情報のお知らせ」：普通郵便で送付 (2) 補正予算額 <table><tr><th rowspan="2">交付書類 【郵送方法】</th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">予算現額(A)</th><th colspan="3">決算見込額(B)</th><th>補正額(B-A)</th></tr><tr><th>単価</th><th>通数</th><th>予算額</th><th>単価</th><th>通数</th><th>予算額</th><th>予算額</th></tr><tr><td rowspan="4">資格確認書 【簡易書留】</td><td>一斉更新【※1】 (区内)</td><td>446</td><td>47,500</td><td>21,185千円</td><td>446</td><td>95,000</td><td>42,370千円</td><td>21,185千円</td></tr><tr><td>一斉更新【※1】 (区外)</td><td>519</td><td>1,000</td><td>519千円</td><td>519</td><td>2,000</td><td>1,038千円</td><td>519千円</td></tr><tr><td>75歳到達</td><td>530</td><td>4,500</td><td>2,385千円</td><td>530</td><td>9,000</td><td>4,770千円</td><td>2,385千円</td></tr><tr><td>新規加入等 【※2】</td><td>460</td><td>2,500</td><td>1,150千円</td><td>460</td><td>5,000</td><td>2,300千円</td><td>1,150千円</td></tr><tr><td rowspan="4">資格情報のお知らせ 【普通郵便】</td><td>一斉更新【※1】 (区内)</td><td>164</td><td>47,500</td><td>7,790千円</td><td>164</td><td>0</td><td>0</td><td>△7,790千円</td></tr><tr><td>一斉更新【※1】 (区外)</td><td>180</td><td>1,000</td><td>180千円</td><td>180</td><td>0</td><td>0</td><td>△180千円</td></tr><tr><td>75歳到達</td><td>180</td><td>4,500</td><td>810千円</td><td>180</td><td>0</td><td>0</td><td>△810千円</td></tr><tr><td>新規加入等 【※2】</td><td>180</td><td>2,500</td><td>450千円</td><td>180</td><td>0</td><td>0</td><td>△450千円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td></td><td>111,000 34,469千円</td><td></td><td>111,000 50,478千円</td><td>16,009千円</td></tr></table> ※1 一斉更新対象者には、7月末までに送付する。 ※2 転居に伴う加入、生活保護廃止に伴う加入、負担割合・負担区分の変更などを含む。	交付書類 【郵送方法】		予算現額(A)			決算見込額(B)			補正額(B-A)	単価	通数	予算額	単価	通数	予算額	予算額	資格確認書 【簡易書留】	一斉更新【※1】 (区内)	446	47,500	21,185千円	446	95,000	42,370千円	21,185千円	一斉更新【※1】 (区外)	519	1,000	519千円	519	2,000	1,038千円	519千円	75歳到達	530	4,500	2,385千円	530	9,000	4,770千円	2,385千円	新規加入等 【※2】	460	2,500	1,150千円	460	5,000	2,300千円	1,150千円	資格情報のお知らせ 【普通郵便】	一斉更新【※1】 (区内)	164	47,500	7,790千円	164	0	0	△7,790千円	一斉更新【※1】 (区外)	180	1,000	180千円	180	0	0	△180千円	75歳到達	180	4,500	810千円	180	0	0	△810千円	新規加入等 【※2】	180	2,500	450千円	180	0	0	△450千円	合 計				111,000 34,469千円		111,000 50,478千円	16,009千円
交付書類 【郵送方法】		予算現額(A)				決算見込額(B)			補正額(B-A)																																																																																				
		単価	通数	予算額	単価	通数	予算額	予算額																																																																																					
資格確認書 【簡易書留】	一斉更新【※1】 (区内)	446	47,500	21,185千円	446	95,000	42,370千円	21,185千円																																																																																					
	一斉更新【※1】 (区外)	519	1,000	519千円	519	2,000	1,038千円	519千円																																																																																					
	75歳到達	530	4,500	2,385千円	530	9,000	4,770千円	2,385千円																																																																																					
	新規加入等 【※2】	460	2,500	1,150千円	460	5,000	2,300千円	1,150千円																																																																																					
資格情報のお知らせ 【普通郵便】	一斉更新【※1】 (区内)	164	47,500	7,790千円	164	0	0	△7,790千円																																																																																					
	一斉更新【※1】 (区外)	180	1,000	180千円	180	0	0	△180千円																																																																																					
	75歳到達	180	4,500	810千円	180	0	0	△810千円																																																																																					
	新規加入等 【※2】	180	2,500	450千円	180	0	0	△450千円																																																																																					
合 計				111,000 34,469千円		111,000 50,478千円	16,009千円																																																																																						
	1 後期高齢者医療一般事務	16,009																																																																																											

足立区総合スポーツセンター 屋外防犯カメラ配置図

別紙

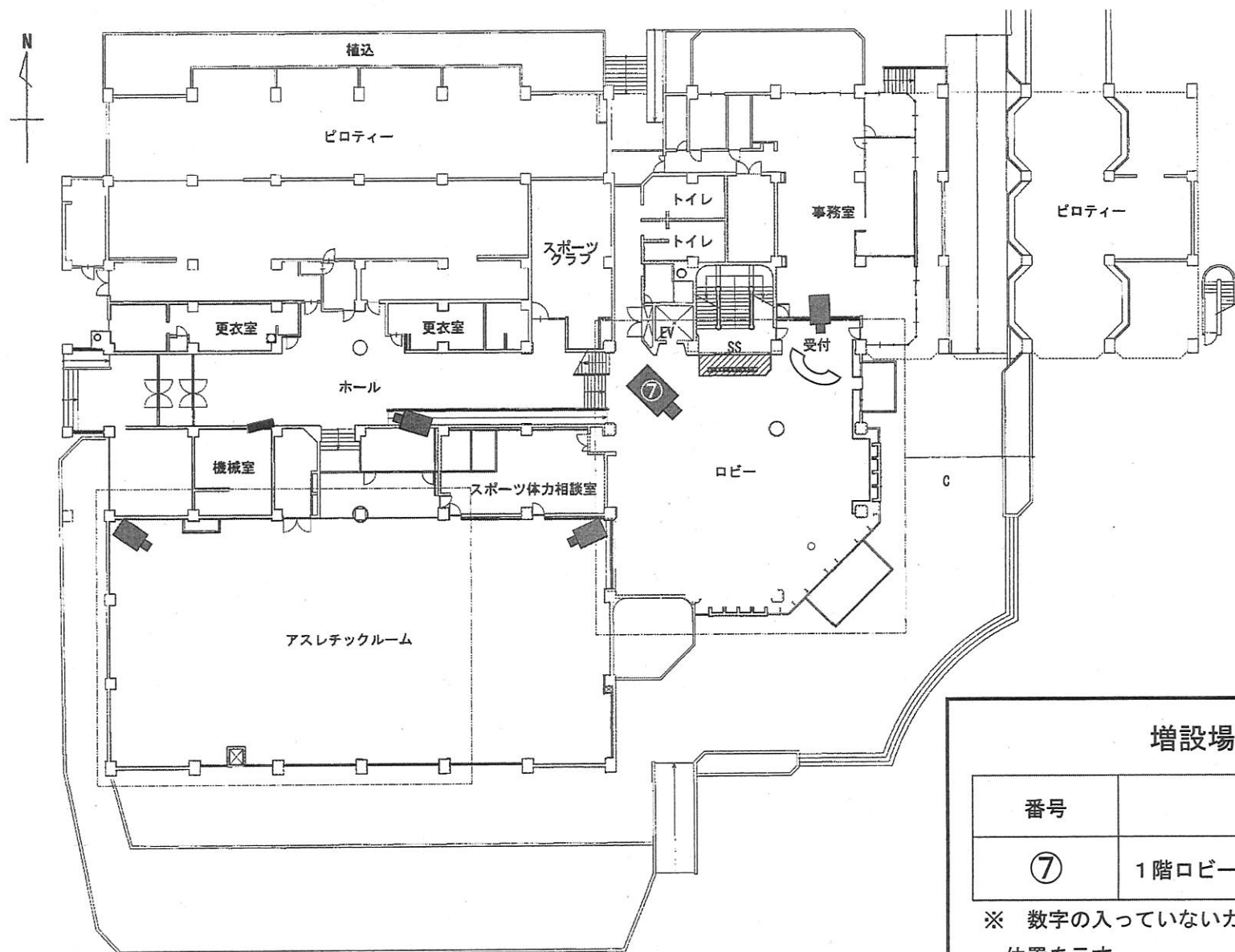


増設場所一覧

番号	場所名
①	駐車場出入口
②	ハッピー広場出入口
③	南北通路
④	建物前広場
⑤	ピロティ下
⑥	ピロティ下

※ 数字の入っていないカメラは既存カメラの位置を示す

足立区総合スポーツセンター 屋内（1階）防犯カメラ配置図



増設場所一覧

番号	場所名
⑦	1階ロビー（屋内）

※ 数字の入っていないカメラは既存カメラの位置を示す

令和7年度 一般会計補正予算(第4号) 債務負担行為補正

一般会計

追 加

(単位:千円)

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	区政資料のデジタルアーカイブシステム導入・保守等委託	令和8年度から 令和9年度まで	3,696
2	集中管理車両の賃借	令和7年度から 令和12年度まで	77,670
3	防災センター映像系システム機器リース	令和7年度から 令和12年度まで	281,160
4	旧こども家庭支援センター跡地の活用に係る公募支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	24,970
5	中央図書館リニューアル設計業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	29,060
6	第三上沼田保育園新築工事	令和8年度から 令和9年度まで	909,160
7	足立区立せきや学童保育室の業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	85,065
8	足立区立東栗原学童保育室の業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	58,333
9	足立区立しまねっ子学童保育室の業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	58,333
10	足立区立なかよし学童保育室の業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	58,333
11	足立区立中島根学童保育室の業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	58,333

特定目的基金の積立状況

予算ベース

(単位:千円)

一般会計

項 目	基金の主な使途	① 6年度末 現在高a	② 7年度 当初積立	③ 7年度 当初取崩	④ 7年度 当初現在高	⑤ 1号 取崩	⑥ 2号 取崩	⑦ 4号 積立	⑧ 4号 取崩	⑨ 7年度末 現在高b	⑩ 7年度末 現在高の割合	⑪ 年度末 現在高比較b-a
I 財源対策のための基金												
1 財政調整基金	財源不足、災害復旧等必要とされる事業	44,859,993	59,270	10,246,639	34,672,624	210,081	1,889,345		610,042	31,963,156	21.4%	△ 12,896,837
2 減債基金	特別区債の償還	4,010,580	12,280	500,000	3,522,860					3,522,860	2.4%	△ 487,720
合 計		48,870,573	71,550	10,746,639	38,195,484	210,081	1,889,345	0	610,042	35,486,016	23.8%	△ 13,384,557
II 施設整備のための基金(主にハード事業)												
1 義務教育施設建設資金積立基金	小・中学校施設整備	55,571,735	162,780	5,660,734	50,073,781				△ 436,858	50,510,639	33.9%	△ 5,061,096
2 教育ICT環境整備資金積立基金	教育ICT環境の更新	3,990,294	12,610	723,566	3,279,338					3,279,338	2.2%	△ 710,956
3 子ども・子育て施設整備基金	保育施設、学童保育室の整備	436,307	3,642	236,800	203,149					203,149	0.1%	△ 233,158
4 地域福祉振興基金	特別養護老人ホーム、障がい福祉施設の整備	5,098,251	27,541	718,327	4,407,465					4,407,465	3.0%	△ 690,786
5 公共施設建設資金積立基金	住区センター、地域学習センター、スポーツ施設等の整備	49,843,687	130,120	4,864,931	45,108,876					45,108,876	30.2%	△ 4,734,811
6 一般区営住宅改修整備資金積立基金	区営住宅の大規模修繕・建替	1,679,465	154,780	388,968	1,445,277					1,445,277	1.0%	△ 234,188
7 災害対策基金	防災強化に資する整備、被災後の応急・復旧対策、耐震化助成	4,363,828	14,430	1,397,060	2,981,198					2,981,198	2.0%	△ 1,382,630
8 竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金	竹ノ塚駅付近の鉄道立体化の整備	983,765	3,240	138,000	849,005					849,005	0.6%	△ 134,760
合 計		121,967,332	509,143	14,128,386	108,348,089	0	0	0	△ 436,858	108,784,947	72.9%	△ 13,182,385
III 特定の事業推進のための基金(主にソフト事業)												
1 育英資金積立基金	奨学金の給付・貸付・返済支援、高校等入学準備金助成	2,584,921	103,560	420,200	2,268,281					2,268,281	1.5%	△ 316,640
2 あだち子どもの未来応援基金	子ども食堂運営団体等の支援 児童養護施設退所時の支援	640,638	202,720	215,000	628,358					628,358	0.4%	△ 12,280
3 協働・協創パートナー基金	居場所づくり等社会貢献活動を行うNPO団体等への支援	209,287	1,610	9,900	200,997					200,997	0.1%	△ 8,290
4 文化芸術振興基金	区民の文化活動を支援	345,830	18,900	66,600	298,130					298,130	0.2%	△ 47,700
5 環境基金	エコ活動に取り組む区民・団体等への支援	339,100	1,300	15,000	325,400					325,400	0.2%	△ 13,700
6 緑の基金	保存樹樹木育成、樹木樹勢回復、荒川河川敷桜つつみの管理	1,164,750	9,440	243,657	930,533				△ 222,904	1,153,437	0.8%	△ 11,313
合 計		5,284,526	337,530	970,357	4,651,699	0	0	0	△ 222,904	4,874,603	3.3%	△ 409,923
総合計(I+II+III)		176,122,431	918,223	25,845,382	151,195,272	210,081	1,889,345	0	△ 49,720	149,145,566	100.0%	△ 26,976,865

介護保険特別会計

項 目		6年度末 現在高a	7年度 当初積立	7年度 当初取崩	7年度 当初現在高					7年度末 現在高b		年度末 現在高比較b-a
1 介護保険給付準備基金	次期介護保険料の上昇抑制等	3,524,873	10,010	1,121,000	2,413,883					2,413,883		△ 1,110,990

※表示金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

議会基本条例制定特別委員会の設置について（案）

（令和7年6月 日議会運営委員会決定）

- 1 名 称
議会基本条例制定特別委員会
- 2 調査・研究目的（付議事件）
議会基本条例制定に関する調査研究について
- 3 調査項目及び設置理由
議会基本条例制定に関すること

区議会は区民により選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに、地方自治における二元代表制の一翼を担っている。二元代表制のもと、区議会は区長との緊張ある関係を保持し、議論を通じて最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。

区民の負託に全力で応えていくためにも、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、基本的事項を定め、議会の責務を果たしていくことが必要であることから、議会基本条例制定に向けた検討を進めていくことが重要である。

足立区議会は開かれた議会を目指し、会議録速報版の公開、政務活動費の領収書公開、区議会ホームページの多言語対応、ジュニアページ制作による若年層への関心向上等、わかりやすく迅速な情報発信や情報公開に取り組み、あわせて、文書質問の導入、議会資料のペーパーレス化推進等、議会運営の機能強化を図ってきた。

また、令和7年2月には、議員としての規範に関する検討会を設置し、議員が遵守しなければならない事項を定めていくための検討を進めてきた。議会基本条例制定に向けた検討の中で、議員としての規範に関する事項についても、引き続き検討を進めていく必要がある。

区民生活の向上及び区政の発展に貢献していくためにも、さらなる議会活動の活性化を進めることが求められ、より一層の議会改革を推進していくことが必要であり、議会基本条例については制定するだけでなく、条例の実践や深化が重要である。

目に見える成果につなげるには、時間と粘り強い努力が必要となるが、区民福祉の増進につなげるためにも、議会としての役割を果たし、取り組んでいくことが重要との見地から、議会基本条例制定に向けた調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

議会基本条例制定特別委員会において検討を進めていく事項（案）

- 基本理念
- 議会及び議員の活動原則
 - ・区民に対する公正性・透明性など
 - ・区民の意見の把握など
- 議会運営
 - ・本会議、委員会など
 - ・特徴的な取り組みなど（文書質問、政務活動費の情報公開など）
- 区民と議会との関係
 - ・積極的な情報発信など
- 区長と議会との関係
 - ・二代表制など
 - ・採択した請願・陳情など
- 議員倫理
 - ・議員の品位保持など
 - ・議員としての規範に関する検討会における検討項目など
- その他
 - ・条例に盛り込むことがよいと思われること

各派幹事長会等において検討を進めていく事項（案）

- 各会派の意見が分かれて統一した見解とならない案件で、継続して議論していくべきもの

※なお、下記事項については、議会基本条例制定特別委員会において検討は行わないこととする。

- ・各委員会の構成・役職等について
- ・会派控室、議席等について
- ・議案や請願・陳情に対する会派の態度等について

令和7年第2回足立区議会定例会質問通告者等一覧表

質問種別	質問順位	質問者名	質問時間	質問日	会派名
代表質問	1	くじらい 実	45分	6月24日	自由民主党
〃	2	いいくら 昭二	42分	〃	公明党
〃	3(1)	西の原 ゆま	45分	6月25日	日本共産党
〃	4(2)	富田けんたろう	20分	〃	是々非々の会
〃	5(3)	川村 みこと	25分	〃	都ファ・無所属
〃	6(4)	土屋 のりこ	20分	〃	議会改革
一般質問	7(1)	長沢 興祐	20分	6月27日	自由民主党
〃	8(2)	岡安 たかし	19分	〃	公明党
〃	9(3)	しぶや 竜一	20分	〃	自由民主党
〃	10(4)	さの 智恵子	19分	〃	公明党
〃	11(5)	加地 まさなお	15分	〃	是々非々の会

議員提出第 5 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の
推薦について

上記の議案を別紙のとおり、足立区議会会議規則第 13 条第 1 項の規
定により提出する。

令和 7 年 月 日

提 出 者

足立区議会議員	工 藤	て つ や
同	た が た	直 昭
同	へ ん み	圭 二
同	ぬ か が	和 子
同	長 井	まさのり
同	は た の	昭 彦
同	伊 藤	のぶゆき
同	土 屋	の り こ
同	石 毛	かずあき
同	くじらい	実
同	中 島	こういちろう
同	岡 田	将 和

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定に基づき、東
京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者を推薦する
ため、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の
推薦について（案）

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事
許可）第8条第1項の規定に基づく東京都後期高齢者医療広域連合議会
議員の選挙における候補者として、下記の者を推薦する。

記

足立区議会議員 た だ 太 郎

令和 7 年第 2 回足立区議会定例会議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 2 4 日 午後 1 時開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 監査報告について

第 4 議員提出第 5 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について

第 5 一般質問について

令和 7 年 6 月 2 4 日

足立区議会議長

ただ 太 郎

令和7年第2回足立区議会定例会議事日程 第2号

令和7年6月25日 午後1時開議

第1 一般質問について

令和7年6月25日

足立区議会議長

ただ太郎

令和 7 年 6 月 2 7 日 午後 1 時開議

- 第 1 一般質問について
- 第 2 第 6 0 号議案 令和 7 年度足立区一般会計補正予算(第 4 号)
- 第 3 第 6 1 号議案 令和 7 年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 4 第 6 2 号議案 令和 7 年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 5 第 6 3 号議案 (仮称) 第三上沼田保育園新築電気設備工事請負契約
- 第 6 第 7 0 号議案 足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 7 1 号議案 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 7 2 号議案 新田学園第二校舎外壁改修その他工事請負契約
- 第 9 第 7 3 号議案 古千谷小学校全体保全計画にかかる内外装改修その他工事(三期)請負契約
- 第 10 第 7 4 号議案 区営大谷田二丁目アパート 3・5 号棟解体工事請負契約
- 第 11 第 7 5 号議案 花畑川環境整備その 1 通水工事請負契約
- 第 12 第 7 6 号議案 区営新田二丁目アパート解体工事請負契約
- 第 13 第 7 7 号議案 マイボトル式ウォーターサーバーへの買い替えについて
- 第 14 第 7 8 号議案 学校給食室設備(回転釜及び付属品)の買い替え(足立小学校外 6 校)について
- 第 15 第 7 9 号議案 学校給食室設備(食器洗浄機外)の買い替え(足立小学校外 9 校)について
- 第 16 第 8 0 号議案 学校給食室設備(熱風消毒保管庫)の買い替え(加平小学校外 2 校)について
- 第 17 第 8 1 号議案 学校給食室設備(熱風消毒保管庫)の買い替え(第五中学校外 6 校)について
- 第 18 第 6 4 号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 6 5 号議案 権利の放棄について
- 第 20 第 8 2 号議案 足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 第 8 3 号議案 足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第 22 第 6 6 号議案 足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 23 第 6 7 号議案 足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 第 6 8 号議案 債権の放棄について
- 第 25 第 8 4 号議案 財産の処分について
- 第 26 第 8 5 号議案 建物売買代金請求訴訟に関する和解について
- 第 27 第 6 9 号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例
- 第 28 第 8 6 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 29 5 受理番号 1 7 出生率改善・産みやすい環境を整備する施策を求める請願の撤回について
- 第 30 議会基本条例制定特別委員会の設置及び委員の選任について

令和 7 年 6 月 2 7 日

足立区議会議長

ただ 太 郎

足立区議会申し合わせ事項

(昭和63年5月18日各派幹事長会決定) (平成19年6月6日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月25日運営委員会決定) (平成19年7月9日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月26日全員協議会決定) (平成19年10月18日議会運営委員会決定)
(平成3年6月12日全員協議会決定) (平成21年5月28日議会運営委員会決定)
(平成3年9月24日全員協議会決定) (平成21年9月1日議会運営委員会決定)
(平成4年6月24日全員協議会決定) (平成22年5月28日議会運営委員会決定)
(平成5年8月31日各派幹事長会決定) (平成23年6月6日議会運営委員会決定)
(平成6年6月20日全員協議会決定) (平成27年6月4日議会運営委員会決定)
(平成6年7月4日各派幹事長会決定) (平成28年5月10日議会運営委員会決定)
(平成7年5月15日各派幹事長会決定) (平成29年1月30日議会運営委員会決定)
(平成8年6月12日議会運営委員会決定) (平成29年8月30日議会運営委員会決定)
(平成8年8月29日議会運営委員会決定) (平成30年1月30日議会運営委員会決定)
(平成8年11月8日議会運営委員会決定) (平成30年5月9日議会運営委員会決定)
(平成9年2月26日議会運営委員会決定) (令和元年6月10日議会運営委員会決定)
(平成10年12月1日議会運営委員会決定) (令和5年6月7日議会運営委員会決定)
(平成11年3月26日議会運営委員会決定) (令和6年2月20日議会運営委員会決定)
(平成11年6月29日議会運営委員会決定) (令和6年6月4日議会運営委員会決定)
(平成13年8月31日議会運営委員会決定) (令和6年9月19日議会運営委員会決定)
(平成15年6月12日議会運営委員会決定) (令和6年12月9日議会運営委員会決定)
(平成16年5月28日議会運営委員会決定) (令和7年6月23日議会運営委員会決定)
(平成17年5月13日議会運営委員会決定)

1 請願・陳情について

①請願・陳情の採択基準について

一般的には願意が妥当であって、そのうえ実現の可能性のあるものを採択するのが通例である。(趣旨採択は行わない。)

- ・ 実現の可能性について…………… 財政的にも行政的にも実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 実現の可能性の時期について…… 近い将来に実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 計画の決定している請願・

陳情について……当該年度においてすでに計画が決定している請願・陳情で願意が満たされているものは継続審査とし、凍結する。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願の審査方法について

- ・前項の請願・陳情の採択基準に則って処理する。(ただし、住民全体の福祉の向上に資するものは趣旨採択を可とする。)
- ・委員会で採択の意見が多い場合でも、全会一致にならなかった場合は、委員会審査を凍結し、採択を保留する。
- ・不採択の意見が多い場合は、不採択とする。

③請願として取り扱わないもの

- ・区関連施設以外の施設(郵便ポスト、信号機等)の設置に関する件
- ・区道認定、区有通路設置に関する件(59・8・31各派幹事長会)
- ・特定の場所を指定し、買収を求める件(59・10・4各派幹事長会)
- ・議会で既に超党派で実現に努力している件(59・11・22各派幹事長会)

④紹介議員の制限について

法令上、特段の規定はないが当区議会では議長、副議長及び所管の委員長は、紹介議員にはならないこととする。

2 一般質問について

①質問時間……………	足立区議会自由民主党	85分
	・足立区議会公明党	80分
	・日本共産党足立区議団	45分
	・是々非々の会(維新・参政・無所属)	35分
	・都民ファースト・無所属の会	25分
	・足立区議会議会改革を全力で推し進める会	20分
	・無会派(4定例会の内1回)	20分

- ・予め定められた各党各会派の持時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行う。

- ・ 通告した各人の質問時間は、相互に融通することはできないものとする。
- ・ 会派の人数が同数の場合は、定例会ごとに質問順をそれぞれローテーションする。

②再質問の時間については、代表質問5分以内、一般質問は3分以内とする。

3 副議長の委員会の出席について

- ・ 予算特別委員会及び決算特別委員会については、随時出席を認め、発言は議長事故あるときに限る。
- ・ 議会運営委員会については、随時出席し、発言することができる。

4 意見書・決議について（請願・陳情にかかわらず、区議会独自の判断で提案する場合。）

①提出手続

- ・ 本会議の招集日を決定する各派幹事長会で提出の有無を表明する。
- ・ 本会議第1日目の直前に開会する各派幹事長会に案を添え各会派に配付する。
- ・ 本会議の会期中に各派幹事長会を開会し、各会派間の調整を行い、議会運営委員会で決定のうえ最終日に上程する。
- ・ 上記の手続によらないで上程できるものは、緊急性のあるもので全会派が一致で合意するものとする。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等

- ・ 区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等は、全会一致で合意されたものに限り本会議に上程する。
- ・ この場合の意見書等の提出者は、常任・特別委員会が提出する場合を除き、議会運営委員会全員とする。

公社等の決算報告について

(1) 平成5年5月7日の各派幹事長会で、公社の予算・決算について何らかの審査を行うべきであるとの提案により議論され、閉会中の委員会で実施すべきと結論がでた。なお、公社の予算については、公社の決算報告後、各党の意見を新年度予算に反映されるよう要望し、閉会中の委員会では行わず、予算特別委員会で行うこともあわせて決定した。

(2) 平成5年6月14日の議会運営委員会で、正式に閉会中の委員会で行うことで決定した。

(3) このため、議会日程の関係で平成5年以降、9月初旬の3日間午前・午後の委員会で、以下の公社等の決算について行った。

(4) なお、平成12年3月29日の各派幹事長会において、公社決算審査の閉会中委員会は、8月開会の閉会中委員会と統合することを決定した。

足立区公社等一覧

	公社等名	所管委員会	令和6年度区補助金等 (単位千円)
①	足立区土地開発公社	総務	0
2	(公財) 足立区スポーツ協会	区民	30,670
3	北千住都市開発(株)	区民	0
④	(公財) 足立区勤労福祉サービスセンター	産業環境	38,273
5	(公社) 足立区シルバー人材センター	産業環境	127,393
⑥	(一財) 足立区観光交流協会	産業環境	511,381
7	(社福) 足立区社会福祉協議会	厚生	928,635
8	足立市街地開発(株)	建設	0
⑨	(公財) 足立区生涯学習振興公社	文教	505,570

※丸囲みの数字は、議会選出の評議員がいる公社を表わす。

※公社名中、(公財)は公益財団法人、(株)は株式会社、(一財)は一般財団法人、(福)は社会福祉法人、(公社)は公益社団法人を表わす。

※補助金等の金額は、令和6年度決算見込額(単位千円)を記載した。

令和7年第2回足立区議会定例会会議日程

足立区議会事務局

月	日	曜	午 前	午 後
6	24	火		本 会 議 1 時
	25	水		本 会 議 1 時
	26	木		
	27	金		本 会 議 1 時
	28	土		
	29	日		
	30	月	総 務 委 員 会 (特別委員会室) 10時 [文書質問開始日]	
7	1	火	区 民 委 員 会 (第3委員会室) 10時	
	2	水	議会運営委員会(第3委員会室) 10時 各派幹事長会(第3委員会室) 10時30分	本 会 議 1 時
	3	木		
	4	金	産業環境委員会(第1委員会室) 10時	厚 生 委 員 会 (第3委員会室) 1 時 3 0 分 [会期中請願締切日]
	5	土		
	6	日		
	7	月	建 設 委 員 会 (第3委員会室) 10時	文 教 委 員 会 (第3委員会室) 1 時 3 0 分
	8	火	総合交通対策調査特別委員会(第3委員会室) 10時	子ども・子育て支援対策調査特別委員会(第3委員会室) 1 時 3 0 分 [文書質問締切日]
	9	水	災害・オウム対策調査特別委員会(第3委員会室) 10時	エリアデザイン調査特別委員会(第3委員会室) 1 時 3 0 分
	10	木	議会運営委員会(第3委員会室) 10時 各派幹事長会(第3委員会室) 10時30分	
	11	金		本 会 議 1 時

※ 委員会室は変更する場合がある。